

新型コロナウイルス感染症に伴う
熊本県中小企業者向け支援策
ガイドブック ver.05

令和2年6月2日

熊本県

※作成日時点を把握している支援措置を掲載しています。

新型コロナウイルス感染症関係 中小企業支援制度一覧

	支援施策	事業実施主体・窓口	ページ
令和2年度補正予算（第2号）について			1～3
Ⅰ 経営等 相談全般	<p>相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け経営・金融相談 ・九州財務局金融相談ダイヤル 		4～5 6
Ⅱ 経営の 維持	<p>給付金（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○持続化給付金 <p>協力金・支援金（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休業要請等に伴う事業者支援 ～事業継続への支援～ <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県休業要請協力金 ・熊本県事業継続支援金 <p>融資（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応 中小企業向け資金 比較表 <p>融資（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金 ○金融円滑化特別資金 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策分 ・SN4号関係新型コロナウイルス感染症対策分 ・危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分 (参考)金融円滑化特別資金【全体】 ○小規模事業者おうえん資金 <p>融資（熊本県信用保証協会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時短期資金 ○緊急時条件変更 <p>融資（政府系金融機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症特別貸付 <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活事業 ・中小企業事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、各金融機関 ○商工会、商工会議所、くまもと産業支援財団、各金融機関 ○熊本県信用保証協会 ○熊本県信用保証協会 ○日本政策金融公庫 	7～10 11 12～13 14～16 17 18 19～20 21～23 24 25 26 27 28

新型コロナウイルス感染症関係 中小企業支援制度一覧

	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模事業者経営改善資金 (新型コロナウイルス対策マル経融資) ○生活衛生改善貸付 (新型コロナウイルス対策衛経融資) 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本政策金融公庫 ○日本政策金融公庫 	<p>29</p> <p>30</p>
	<p>補助(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産性革命推進事業(早見表) <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者持続化補助金 ・ものづくり・商業・サービス補助金 ・IT導入補助金 ※新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う拡充(上記の拡充) <p>補助(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金 ○商店街新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会、商工会議所、熊本県商工会連合会 ・ものづくり補助金事務局サポートセンター ・サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ・中小企業団体中央会 ・熊本県 	<p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
目 雇 用 ・ 生 活 支 援 関 係	<p>助成金(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応雇用関係比較表 ○雇用調整助成金の特例措置 ○小学校休業等対応助成金 【参考】アドバイザー派遣のご案内 ○働き方改革推進支援助成金 【参考】一時的な資金の緊急貸付に関するご案内 	<ul style="list-style-type: none"> ○熊本労働局 ○熊本労働局 ○テレワーク相談センター、熊本労働局雇用環境・均等室 【参考】各市町村社会福祉協議会 	<p>38</p> <p>39</p> <p>40</p> <p>41~42</p> <p>43</p> <p>44~47</p>
ミ 下 請 関 係	<p>助言等(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下請かけこみ寺「相談窓口」 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業庁 	<p>48</p>
△ 税 関 係	<p>相談支援(国・県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国税に関するお問い合わせ <ul style="list-style-type: none"> ・納税猶予について 	<ul style="list-style-type: none"> ○各税務署等 	<p>49~51</p>

令和2年度補正予算（第2号）について

令和2年5月27日閣議決定された「令和2年度補正予算（第2号）」の概要についてはP2、P3のとおりです。詳細は判明次第、随時、本ガイドブックに掲載する予定です。主な内容については以下のとおりです。

■ 新型コロナウイルス感染症対策関係経費

- ①雇用調整助成金の拡充（詳細はP39のとおり）
- ・日額上限額の引き上げ（8,330円→15,000円）
 - ・中小企業の労働者に対する新たな支援金創設

- ②資金繰り対応の強化
- ・中小・小規模事業者向けの融資

- ③家賃支援給付金の創設
- ・家賃の3分の2を半年分給付（最大600万円）

※各省庁のホームページもご覧ください

〈厚生労働省 HP QRコード〉

（補正予算関係）



（雇用調整助成金関係）



〈経済産業省 HP QRコード〉

（補正予算関係）



令和2年度補正予算（第2号）の概要

1. 新型コロナウイルス感染症対策関係経費

318,171億円

(1) 雇用調整助成金の拡充等

4,519億円

※ 上記は労働保険特別会計への繰入や週所定労働時間20時間未満の労働者にかかる事業にかかるとして、一般会計で措置した額であり、この他、同特別会計で8,576億円を措置している。

(2) 資金繰り対応の強化

116,390億円

- ・ 中小・小規模事業者向けの融資〔88,174億円〕
- ・ 中堅・大企業向けの融資〔4,521億円〕
- ・ 資本金の活用〔23,692億円〕

金融機能の強化

金融機能強化法に基づく民間金融機関に対する資本参加スキームの期限を延長するとともに、資本参加枠を15兆円に拡充。

(3) 家賃支援給付金の創設

20,242億円

(4) 医療提供体制等の強化

29,892億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金〔22,370億円〕

※ うち医療〔16,279億円〕、介護等〔6,091億円〕。

- ・ 医療用マスク等の医療機関等への配布〔4,379億円〕
- ・ ワクチン・治療薬の開発等〔2,055億円〕

(注) このほか、令和2年度補正予算（第1号）で措置した新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、学生支援緊急給付金531億円（令和2年5月19日閣議決定）、医療用マスク等の医療機関等への配布1,680億円及び診療報酬上の特例的な評価（国庫負担分）159億円（令和2年5月26日閣議決定）を措置。

(5) その他の支援

47,127億円

① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充

20,000億円

② 低所得のひとり親世帯への追加的な給付

1,365億円

③ 持続化給付金の対応強化

19,400億円

④ その他

6,363億円

・ 持続化補助金等の拡充 [1,000億円]

・ 農林漁業者の経営継続補助金の創設 [200億円]

・ 文化芸術活動の緊急総合支援パッケージ [560億円] ・ 自衛隊の感染症拡大防止 ・ 対処能力の更なる向上 [63億円]

・ 地域公共交通における感染拡大防止対策 [138億円] ・ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 [2,048億円]

・ 教員、学習指導員等の追加配置 [318億円]

・ 教育ICT環境整備等のための光ファイバ整備推進 [502億円]

・ 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等 [421億円]

・ スマートライフ実現のためのAIシミュレーション事業 [14億円]

(6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費

100,000億円

2. 国債整理基金特別会計へ繰入（利払費等）

963億円

3. 既定経費の減額（議員歳費）

▲20億円

補正予算の追加歳出計

319,114億円

相談支援

○相談窓口の設置

☆ 以下の相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を受ける中小企業からの相談にきめ細やかに対応（令和2年1月29日（水）～）

○ 経営関係（商工会）

＜新型コロナウイルス経営相談ホットライン＞ 受付時間：平日9時～17時

機関名	電話番号
県央地区（熊本市・宇城・上益城）	096-325-5161
県北地区（玉名・城北・阿蘇）	080-8590-0756
県南地区（八代・球磨）	080-8590-0758
天草地区（天草）	080-8590-0759

機関名	電話番号	機関名	電話番号
熊本市託麻商工会	096-380-0014	高森町商工会	0967-62-0274
熊本市北部商工会	096-245-0127	南阿蘇村商工会	0967-62-9435
熊本市河内商工会	096-276-0342	西原村商工会	096-279-2295
熊本市飽田商工会	096-227-0852	御船町商工会	096-282-0322
熊本市天明商工会	096-223-2022	嘉島町商工会	096-237-0734
熊本市富合商工会	096-358-2521	益城町商工会	096-286-2551
熊本市城南商工会	0964-28-2317	甲佐町商工会	096-234-0272
熊本市植木町商工会	096-272-0236	山都町商工会	0967-72-0186
宇土市商工会	0964-22-5555	八代市商工会	0965-52-8111
宇城市商工会	0964-42-8111	氷川町商工会	0965-62-2021
美里町商工会	0964-47-0336	芦北町商工会	0966-82-2548
玉名市商工会	0968-57-0323	津奈木町商工会	0966-78-3580
玉東町商工会	0968-85-2174	錦町商工会	0966-38-0009
南関町商工会	0968-53-0120	あさぎり町商工会	0966-45-0969
長洲町商工会	0968-78-0410	多良木町商工会	0966-42-2525
和水町商工会	0968-86-2127	湯前町商工会	0966-43-3333
山鹿市商工会	0968-46-2141	水上村商工会	0966-44-0073
菊池市商工会	0968-25-1131	相良村商工会	0966-35-0504
合志市商工会	096-242-0733	五木村商工会	0966-37-2321
大津町商工会	096-293-3421	山江村商工会	0966-24-9326
菊陽町商工会	096-232-2757	球磨村商工会	0966-25-6660
阿蘇市商工会	0967-32-0200	上天草市商工会	0969-56-0244
南小国町商工会	0967-42-0142	天草市商工会	0969-23-2020
小国町商工会	0967-46-3621	苓北町商工会	0969-37-1244
産山村商工会	0967-25-2811		

熊本県商工会連合会	096-325-5161
-----------	--------------

○ 経営関係（商工会議所）

機関名	電話番号	機関名	電話番号
熊本商工会議所	096-354-6688	水俣商工会議所	0966-63-2128
コロナ経営相談	096-324-0033	玉名商工会議所	0968-72-3106
八代商工会議所	0965-32-6191	本渡商工会議所	0969-23-2001
人吉商工会議所	0966-22-3101	山鹿商工会議所	0968-43-4111
荒尾商工会議所	0968-62-1211	牛深商工会議所	0969-73-3141

○ 経営関係(中小企業団体中央会)

機関名	電話番号
熊本県中小企業団体中央会	096-325-3255

○ 経営関係(よろず支援拠点)

機関名	電話番号
公益財団法人くまもと産業支援財団 中小企業支援センター よろず支援拠点推進室	096-286-3355

○ 金融関係

機関名	電話番号	機関名	電話番号
日本政策金融公庫 熊本支店(国民生活)	096-353-6121	日本政策金融公庫 熊本支店(中小企業)	096-352-9155
日本政策金融公庫 八代支店	0965-32-5195	商工組合中央金庫 熊本支店	096-352-6184
熊本県信用保証協会	096-375-2000		

○ 労働関係

機関名	電話番号
熊本労働局雇用環境・均等室【総合労働相談センター】	096-352-3865
熊本労働局管内各ハローワーク	—
熊本県しごと相談・支援センター(くまジョブ)	(キャリアカウンセリング) 096-352-0895 (生活相談) 096-351-0500 (労働相談) 096-352-3613

○ 国関係機関

機関名	電話番号
九州経済産業局 産業部 中小企業課	092-482-5447

「新型コロナウイルス感染症に関する九州財務局金融相談ダイヤル」の設置について

九州財務局では、この度の新型コロナウイルス感染症に関し、金融機関の窓口のお問合せや、金融機関とのお取引に係るご相談を受け付けるため、専用の金融相談ダイヤルを設置しております。どうぞお気軽にご相談ください。

受付時間：平日9時00分～16時00分

【受付電話番号】

096-353-6352(九州財務局)
 097-500-9031(大分財務事務所)
 0985-44-2735(宮崎財務事務所)
 099-226-6155(鹿児島財務事務所)

※金融庁でもご相談を受け付けています。

「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」

- ・受付時間：平日10時00分～17時00分
- ・受付電話番号：0120-156811(フリーダイヤル)

※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

詳しくは <https://www.fsa.go.jp/news/r1/20200228/soudan.html>



持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター **0120-115-570**

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)

 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい 7

入力項目

持続化給付金を申請する場合、以下の情報の入力が必要になります。

基本情報

法人番号を入れると
登録情報が自動で
表示されます。

- ①法人番号
- ②屋号・商号・雅号 (フリガナ)
- ③本店所在地
- 郵便番号
 - 都道府県
 - 市区町村
 - 番地・ビルマンション名等
- ④書類送付先 ③の本店所在地と同じ場合は省略可能
- 郵便番号
 - 都道府県
 - 市区町
 - 番地・ビルマンション名等
- ⑤業種(日本産業分類) (選択式)
- ⑥設立年月日(法人)
- ⑦資本金(円)
- ⑧従業員数(名)
- ⑨代表者役職
- ⑩代表者氏名 (フリガナ)
- ⑪代表電話番号
- ⑫担当者氏名 (フリガナ)
- ⑬担当者電話番号
- ⑭担当者携帯番号
- ⑮担当者メールアドレス
- ⑯直近年度の売上金額
- ⑰決算月
- ⑱今年の売上減少月の金額

※このほかにも情報の入力が必要となる場合があります。

口座情報

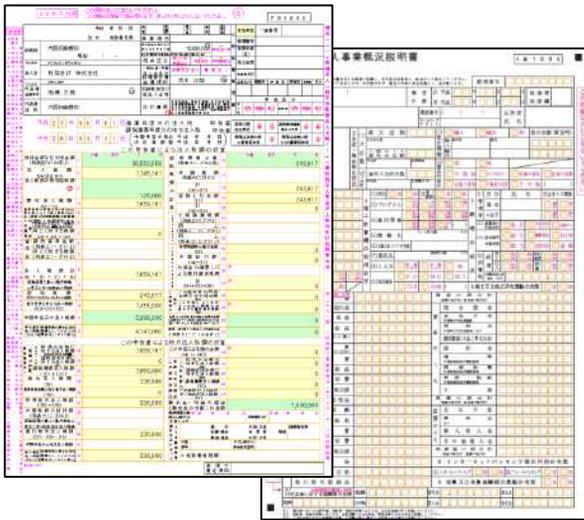
- ①金融機関名 ②金融機関コード
- ③支店名 ④支店コード
- ⑤種別 ⑥口座番号
- ⑦口座名義人

申請に必要な書類

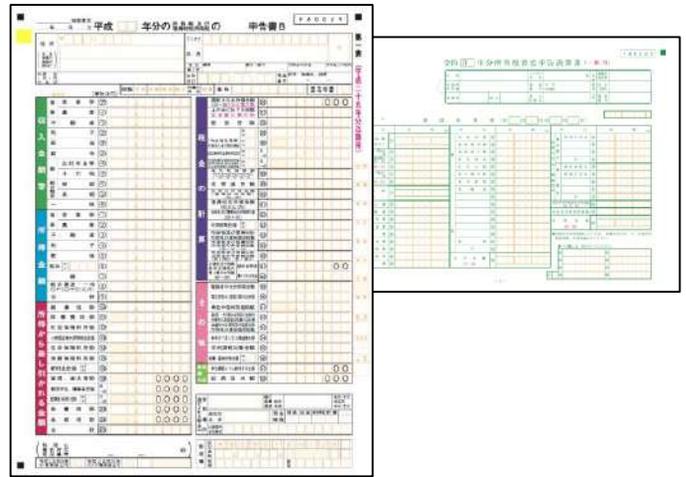
※詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え

法人



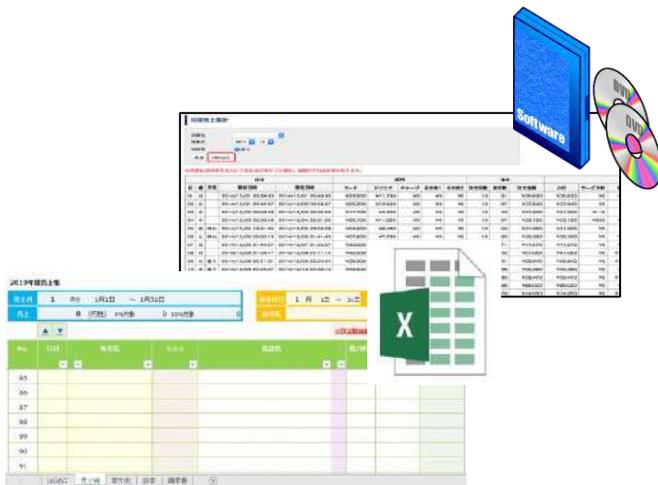
個人



※收受日付印の押印が必要です。e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

②売上減少となった月の売上台帳の写し

③通帳写し



④(個人事業者のみなさま) 身分証明書写し



運転免許証



マイナンバーカード



住民基本台帳カード



在留カード



特別永住権証明書



外国人登録証明書

※このほかの書類が必要となる場合もあります。

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでも
できる！

持続化給付金の申請用HP (<https://ijizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

- 基本情報
 - 売上額
 - 口座情報
- を入力

法人・個人の基本
事項と、ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業者の場合)

※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

休業要請等に伴う事業者支援 ～事業継続への支援～

①【熊本県休業要請協力金】 休業要請に応じた中小企業等
一律10万円

②【国持続化給付金】

(詳細はP7～P10のとおり)

- ・対象者：中堅企業・中小企業・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- ・要件：売上が前年同月比で50%以上減少
- ・給付額 法 人：最大200万円
個人事業者：最大100万円

③【熊本県事業継続支援金】

国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業等を県が重点的に支援

- ・対象者：国持続化給付金と同じ
- ・要件：売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少
- ・支援額 法 人：最大20万円
個人事業者：最大10万円

①・③問い合わせ先

熊本県商工政策課 休業要請協力金 専用相談窓口（コールセンター）

電話番号：096-333-2828

受付時間：9:00～19:00（土曜日、日曜日及び祝日も開設）

新型コロナウイルス感染症関係 中小企業向け資金 比較表①

新型コロナウイルス感染症対応資金

資金名	① セーフティネット保証4号	② 危機関連保証	③ セーフティネット保証5号
利用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲20%以上) <li style="text-align: center;">かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 (▲20%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲15%以上) <li style="text-align: center;">かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 (▲15%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲5%以上) <li style="text-align: center;">かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 (▲5%以上)
融資限度額	3,000万円(①、②、③合わせて)		
融資期間	10年以内		
うち据置期間	5年以内		
上限利率 (償還期間による)	年1.90%以内(県が全額補助(3年間))		年1.90%以内(補助無し)
保証料率	国が全額補助		
借換え	県制度融資も含めた保証付きの既往債務について可能(一定の要件あり)		
取扱期間	令和2年12月31日の保証協会受付かつ令和3年1月31日融資実行分まで		
参照ページ	P14～P16へ		

新型コロナウイルス感染症関係 中小企業向け資金 比較表②

資金名		熊本県			熊本県信用保証協会		日本政策金融公庫		
		金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)	【国指定分】 ② セーフティネット保証4号	【国指定分】 ③ 危機関連保証	緊急時短期資金 (つなぎ資金)	緊急時条件変更 (元本の据置)	新型コロナウイルス 感染症特別貸付	小規模事業者 経営改善資金 (新型コロナウイルス 対策マル経融資)	生活衛生改善貸付 (新型コロナウイルス 対策衛経融資)
利用要件	① 県独自分 ・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲20%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少 (▲20%以上)	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲15%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少 (▲15%以上)	・新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業者 ※協会の保証付の融資を返済中の者	・最近1カ月の売上が、前年又は前々年同期比で減少(▲5%以上)等 かつ ・中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者	・商工会議所、商工会、商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者 かつ ・最近1カ月の売上が、前年又は前々年同期比で減少(▲5%以上)	生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者 かつ ・最近1カ月の売上が、前年又は前々年同期比で減少(▲5%以上)		
融資限度額	8,000万円	8,000万円	8,000万円	月商の1カ月以内	—	・国民生活事業(別枠) 6,000万円 →8,000万円【拡充予定】 ・中小企業事業(別枠) 3億円 →6億円【拡充予定】	1,000万円(別枠)	1,000万円(別枠)	
融資期間	①、②、③と合わせ、最大で 2.4億円の借入が可能	10年以内	10年以内	6カ月以内	—	設備 20年以内 運転 20年以内	設備 10年以内 運転 7年以内	設備 10年以内 運転 7年以内	
うち据置期間	1年以内	2年以内	2年以内	6カ月以内	—	設備 5年以内 運転 5年以内	設備 4年以内 運転 3年以内	設備 4年以内 運転 3年以内	
上限利率(償還期間による)	年2.30%以内	年2.00%以内	年2.00%以内	各金融機関所定利率	—	基準利率 ・国民生活事業 1.36% ・中小企業事業 1.11% かつ ※利下げ限度額あり ※4年目以降は基準利率	経営改善利率1.21% から▲0.9% (当初3年間) ※利下げ限度額あり ※4年目以降は基準利率	経営改善利率1.21% から▲0.9% (当初3年間) ※利下げ限度額あり ※4年目以降は基準利率	
保証料率	県が全額補助	—	—	0.45%~2.20% ※担保提供ありの場合等は▲0.1%	—	—	—	—	
借換え	熊本地震分(※)について可能 ※熊本地震に関する県の制度融資(SN4号、激甚、小規模おうえん地震)及び市町村の特別融資分	—	—	—	—	—	—	—	
参照ページ	P17へ	P18へ	P19、20へ	P25へ	P26へ	P27、28へ	P29へ	P30へ	

「新型コロナウイルス感染症対応資金」

制度概要

県による制度融資を活用し、民間金融機関を通じた

実質無利子※・無担保・据置最長5年の融資を実施します。

あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の**保証料を半額又はゼロ**にします。

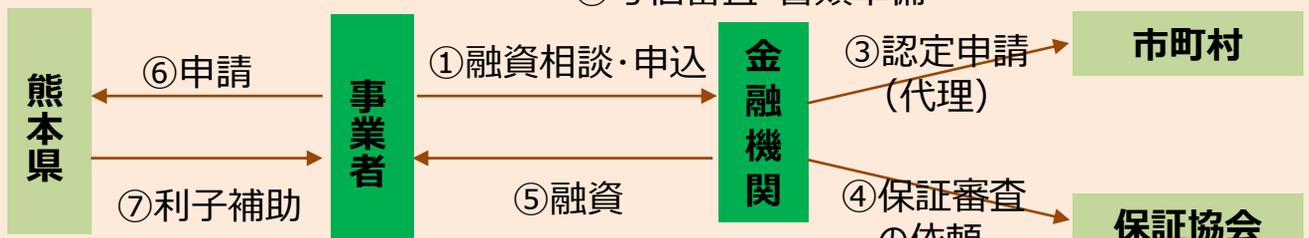
※事業者の皆様がお支払いした所定金利（1.9%以内）については、事後的に相当分を県が補助します。

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**した場合に、以下の要件を満たせば、**利子・保証料の減免**を行います。

	売上高▲15%	売上高▲5%
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
上記以外 (法人、個人中規模事業者)	保証料ゼロ・金利ゼロ	保証料1/2

②与信審査・書類準備



その他の要件

- 融資限度額 : 3,000万円
- 補助期間 : 保証料は全期間、利子の補助は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間 : 10年以内（うち元本据置期間5年以内）
- 担保 : 無担保
- 保証人 : 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

よくあるお問合せ



融資申し込みの流れはどのようになりますか？

まずはお取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。
また、最寄りの商工会や商工会議所等でもご相談を受け付けています。



融資申し込みに必要な情報を教えてください。

- ① 金融機関必要書類
- ② 信用保証協会必要書類
- ③ 市町村認定書（法律に基づく売上高減少についての証明書） など

※詳しくは、金融機関や商工会等の窓口でご案内があります。



融資申し込み期間を教えてください。

令和2年12月31日までに保証を申し込み、
令和3年1月31日までに貸付を受ける必要があります。



支払った利子の補助を受ける方法は？

お支払いいただいた利子は、県が事後的に補助します。

金融機関や商工会等の窓口の案内にしたがって、融資実行後すみやかに必要書類を県へ提出してください。

【新型コロナウイルス関連制度融資に関するお問い合わせ】

取扱金融機関(※)へお願いします。

※肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合、熊本県医師信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行、十八銀行及び宮崎銀行の本支店

【利子の補助に関するお問い合わせ】

〒862-0950 熊本市中央区水前寺6丁目5番19号 熊本県庁会議棟1号館4階
熊本県 商工振興金融課

TEL：096-386-8811

Mail：covid-19rishihojyo@pref.kumamoto.lg.jp

○新型コロナウイルス感染症対応資金

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度										
支援対象者	<p>①セーフティネット保証第4号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 【要件】 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>②セーフティネット保証第5号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 【要件】 業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者で、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること、または、原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。</p> <p>③特例中小企業者(新型コロナウイルス感染症分)として市町村長の認定を受けた者 【要件】 新型コロナウイルス感染症に起因して、経営に支障をきたしている中小企業者で、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。</p>										
融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定 年1.40%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定 年1.55%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定 年1.70%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定 年1.90%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当初3年間に限り、県が利子額を全額補助 ただし、セーフティネット保証第5号の場合、一部対象外</p>	融資期間	利率	3年以内	固定 年1.40%以内	5年以内	固定 年1.55%以内	7年以内	固定 年1.70%以内	7年超	固定 年1.90%以内
融資期間	利率										
3年以内	固定 年1.40%以内										
5年以内	固定 年1.55%以内										
7年以内	固定 年1.70%以内										
7年超	固定 年1.90%以内										
支援対象経費等	設備資金又は運転資金										
保証料率	補助後保証料率：0% ※国が信用保証料を全額補助 ただし、セーフティネット保証第5号の場合、補助率1/2となる場合あり										
限度額等	3,000万円										
借換	信用保証付き既往債務であれば、一定の要件のもと借換可能										
取扱期間	令和2年12月31日の保証協会受付分かつ令和3年1月31日融資実行分まで										
事業主体 問い合わせ先	<p>1 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 (P4~5 相談窓口参照)</p> <p>2 取扱金融機関</p> <p>3 商工振興金融課 096-333-2314</p>										

融資(県)

○金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度										
支援対象者	直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は 今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少している者										
融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>利 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定 年1.70%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定 年1.90%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定 年2.00%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定 年2.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	融資期間	利 率	3年以内	固定 年1.70%以内	5年以内	固定 年1.90%以内	7年以内	固定 年2.00%以内	7年超	固定 年2.30%以内
融資期間	利 率										
3年以内	固定 年1.70%以内										
5年以内	固定 年1.90%以内										
7年以内	固定 年2.00%以内										
7年超	固定 年2.30%以内										
支援対象経費等	運転資金										
補助率	補助後保証料率: 0% ※県が信用保証料を全額補助する										
限度額等	1企業 8,000万円 1組合 1億円										
借換え	<p>次の資金については、借換えができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融円滑化特別資金のうち、(6)のセーフティネット第4号認定者(平成28年熊本地震分)及び(7)~(10)の者を対象とする資金 <ul style="list-style-type: none"> (7)平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 (8)中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 (9)商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設・設備の復旧を行う者 (10)中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金 平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金(保証協会が債務の保証を行ったものに限る。) 金融円滑化特別資金のうち、(2)の(P23別表3-4)に該当する者又は(6)のセーフティネット第4号認定者(新型コロナウイルス感染症分)を対象とする資金(令和2年3月2日以降に貸し付けた分を含む。) 										
取扱期間	令和3年1月31日の保証協会受付分まで										
事業主体 問い合わせ先	<ol style="list-style-type: none"> 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 (P4~5 相談窓口参照) 取扱金融機関 商工振興金融課 096-333-2314 										

融資(県)

○金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分)

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度										
支援対象者	セーフティネット第4号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 ※市町村長から4号認定を受けるための要件 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。										
融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>利 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定 年1.50%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定 年1.65%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定 年1.80%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定 年2.00%以内</td> </tr> </tbody> </table>	融資期間	利 率	3年以内	固定 年1.50%以内	5年以内	固定 年1.65%以内	7年以内	固定 年1.80%以内	7年超	固定 年2.00%以内
融資期間	利 率										
3年以内	固定 年1.50%以内										
5年以内	固定 年1.65%以内										
7年以内	固定 年1.80%以内										
7年超	固定 年2.00%以内										
支援対象経費等	設備資金又は運転資金										
補助率	補助後保証料率: 0% ※県が信用保証料を全額補助する										
限度額等	8,000万円 ※(1)金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)、(3)金融円滑化特別資金(危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分)と併せて最大2.4億円										
借換え	<u>次の資金については、借換えができる。</u> <ul style="list-style-type: none"> 金融円滑化特別資金のうち、(6)のセーフティネット第4号認定者(平成28年熊本地震分)及び(7)~(10)の者を対象とする資金 <ul style="list-style-type: none"> (7)平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 (8)中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 (9)商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設・設備の復旧を行う者 (10)中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金 平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金(保証協会が債務の保証を行ったものに限る。) 金融円滑化特別資金のうち、(2)の(P23別表3-4)に該当する者又は(6)のセーフティネット第4号認定者(新型コロナウイルス感染症分)を対象とする資金(令和2年3月2日以降に貸し付けた分を含む。) 										
取扱期間	令和2年9月1日までに取得した市町村認定書の有効期間内の保証協会受付分まで										
事業主体 問い合わせ先	1 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 (P4~5 相談窓口参照) 2 取扱金融機関 3 商工振興金融課 096-333-2314										

融資(県)

○金融円滑化特別資金 (危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分)

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度										
支援対象者	特例中小企業者(新型コロナウイルス感染症分)として市町村長の認定を受けた者 ※市町村長から特例中小企業者認定を受けるための要件 令和二年新型コロナウイルス感染症に起因して、経営に支障をきたしている中小企業者で、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。										
融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定 年1.50%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定 年1.65%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定 年1.80%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定 年2.00%以内</td> </tr> </tbody> </table>	融資期間	利率	3年以内	固定 年1.50%以内	5年以内	固定 年1.65%以内	7年以内	固定 年1.80%以内	7年超	固定 年2.00%以内
融資期間	利率										
3年以内	固定 年1.50%以内										
5年以内	固定 年1.65%以内										
7年以内	固定 年1.80%以内										
7年超	固定 年2.00%以内										
支援対象経費等	設備資金又は運転資金										
補助率	補助後保証料率: 0% ※県が信用保証料を全額補助する										
限度額等	8,000万円 ※(1)金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)、(2)金融円滑化特別資金(セーフティネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分)と併せて最大2.4億円										
借換え	<p><u>次の資金については、借換えができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 金融円滑化特別資金のうち、(6)のセーフティネット第4号認定者(平成28年熊本地震分)及び(7)~(10)の者を対象とする資金 <ul style="list-style-type: none"> (7)平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 (8)中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 (9)商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設・設備の復旧を行う者 (10)中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金 平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金(保証協会が債務の保証を行ったものに限る。) 金融円滑化特別資金のうち、(2)の(P23別表3-4)に該当する者又は(6)のセーフティネット第4号認定者(新型コロナウイルス感染症分)を対象とする資金(令和2年3月2日以降に貸し付けた分を含む。) 										
取扱期間	令和3年1月31日の保証協会受付分まで										

備考	<p>この融資については、取扱金融機関は、本制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い半年に一度、保証協会に対しその内容を報告するものとする。</p> <p>ただし、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき経済産業大臣が認める日から1年以内の期間(同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは その延長した期間を含む。)中であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。</p>
事業主体 問い合わせ先	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 (P4~5 相談窓口参照) 2 取扱金融機関 3 商工振興金融課 096-333-2314

[参考]金融円滑化特別資金

<p>制度概要</p>	<p>売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度</p>
<p>支援対象者</p>	<p>(1) 申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率(以下「平均売上高等」という。)が、前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少している者</p> <p>(2) 様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者(別表3-1~3-3省略、今回該当の別表3-4はP23参照)</p> <p>(3) 申込日から1年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者</p> <p>(4) 県再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取り組む者</p> <p>(5) セーフティネット第5号、第7号及び第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者</p> <p>(6) セーフティネット第1号から第4号及び第6号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者</p> <p>(7) 平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者</p> <p>(8) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者</p> <p>(9) 商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者(信用保証協会の保証対象者に限る)</p> <p>(10) 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者</p> <p>(11) 東日本大震災による影響を受け、次の①~③のいずれかに該当する者</p> <p>① 特定被災区域(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)第2条第1項及び第2項に定める市区町村をいう)内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたことについて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令(平成23年政令第133号。以下「経産政令」という。)第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者</p> <p>② 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域内に事業所を有することについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者</p> <p>③ 特定被災区域内に事業所を有する者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者</p> <p>(12) 特例中小企業者(新型コロナウイルス感染症分)として市町村長の認定を受けた者</p>

融資利率	融資期間	支援対象者(1)～(5)	支援対象者(6)のセーフティネット第4号認定者、(7)～(10)、(12)	支援対象者(6)のセーフティネット第4号認定者以外、(11)																							
	2年以内	—	固定 年1.30%以内 (※2)	—																							
	3年以内	固定 年1.70%以内	固定 年1.50%以内	固定 年1.50%以内																							
	5年以内	固定 年1.90%以内	固定 年1.65%以内	固定 年1.70%以内																							
	7年以内	固定 年2.00%以内	固定 年1.80%以内	固定 年1.90%以内																							
	7年超	固定 年2.30%以内	固定 年2.00%以内	固定 年2.10%以内																							
<p>※ 経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。 ※2 「2年以内」は、(8)～(10)のみ活用可能。</p>																											
支援対象経費等	<p>設備資金又は運転資金 但し、(2)の別表3-2、3-3、3-4は、運転資金のみ</p>																										
保証料率 (県補助後)	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、支援対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する(年率)。</p>																										
	<p>融資対象者(1), (2) (別表3-1・3-2・3-3), (3), (4)</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>1.30%</td> <td>1.25%</td> <td>1.15%</td> <td>1.10%</td> <td>1.05%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </table>									①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.30%	1.25%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																		
	1.30%	1.25%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																		
<p>融資対象者(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資期間 2年以内 : 0.00% ※グループ補助金交付決定分を2年以内で借り入れる場合であって、かつ、自己資金分を借り入れる場合は、当該自己資金分も全額補助(融資期間の長短問わず) ・融資期間 2年超 : 0.50% 																											
融資対象者(2) (別表3-4), (12)	融資対象者(5)	融資対象者(6)			0.50%		融資対象者(7), (9), (10), (11)																				
0.00%	0.62%	セーフティネット第4号認定者(平成28年熊本地震分)		0.50%		0.50%																					
		セーフティネット第4号認定者(新型コロナウイルス感染症分)		0.00%																							
		上記以外		0.75%																							
<p>※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合(融資対象者(5)～(12)を除く) ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合</p>																											

限度額等	<p>1企業 5,000万円 (2)は別表参照。 ① (5)及び(6)は合計で別枠5,000万円((6)のうち、セーフティネット第4号(新型コロナウイルス感染症分)は別枠8,000万円)、 ② (7)及び(8)は合計で別枠8,000万円、 ③ (11)は別枠8,000万円、 ④ (12)は別枠8,000万円 但し、①、③及び④の合計で1億6,000万円</p> <p>1組合 1億円 ① (5)及び(6)は合計で別枠5,000万円((6)のうち、セーフティネット第4号(新型コロナウイルス感染症分)は別枠8,000万円)、 ② (7)~(10)は合計で別枠8,000万円、 ③ (11)は別枠8,000万円 ④ (12)は別枠8,000万円 但し、①、③及び④の合計で1億6,000万円</p>
取扱期間	<p>・支援対象者(11)の取扱期間は、東日本大震災復興緊急保証の適用期間内の貸付実行分まで。</p> <p>・支援対象者(7)~(10)の融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間並びに取扱金融機関が申込先となることができるのは、災害関係保証の適用期間内の貸付実行分まで。</p> <p>・支援対象者(6)のセーフティネット第4号認定を受けた者の融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間は、市町村が発行する認定書の有効期間内の保証協会受付分まで。</p> <p>・支援対象者(2)の(別表3-4)の取扱期間は、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット第4号又は中小企業信用保険法第2条第6項による場合の指定期間内の保証協会受付分まで。</p>
事業主体 問い合わせ先	<p>1 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 (P4~5 相談窓口参照)</p> <p>2 取扱金融機関</p> <p>3 商工振興金融課 096-333-2314</p>

別表3-1(アスベスト関連)・別表3-2(鳥インフルエンザ)・別表3-3(口蹄疫)は省略

別表3-4(新型コロナウイルス感染症)

項目	融資条件等
支援対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して減少している者又は今後2か月の売上高が前年同期の売上高と比較して減少する見込みである者
資金使途	運転資金
融資限度額	1企業、8,000万円

※融資期間、貸付方法、返済方法、融資利率、担保、保証人及び申込先は、金融円滑化特別資金の融資条件と同じ。

融資(県)

○小規模事業者おうえん資金

制度概要	小規模企業者で資金が必要な県内の中小企業者の方を対象にした融資制度
支援対象者	既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業を除く))以下の小規模企業者。
融資利率	1年超 3年以内 固定 年 1.30%以内 3年超 5年以内 固定 年 1.45%以内 5年超 7年以内 固定 年 1.60%以内
支援対象経費等	設備資金又は運転資金
補助率	信用保証料補助率:0.2%~0.85% 補助後保証料率 0.50~1.35% ただし、熊本地震による被害の影響を受けた場合は、全額保証料補助(罹災証明書等又は、熊本地震の影響で売上が減少していることを証明できる書類等が必要)
限度額等	2,000万円
取扱期間	随時
事業主体 問い合わせ先	1 商工会・商工会議所、くまもと産業支援財団 及び熊本県信用保証協会 (P4~5 相談窓口参照) 2 取扱金融機関 3 商工振興金融課 096-333-2314

新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業の皆さまへ

○緊急時短期資金

当面の運転資金をスピーディかつ積極的に応援します。

(緊急時短期資金の概要)

対象者	新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業の皆さま
金額	月商の1ヵ月以内
期間	6ヵ月以内
保証料率	年0.45%~2.20% ※財務内容等により決定されます。 ※なお、いずれの場合も担保提供のある中小企業者については、0.1%、会計参与を設置していることを登記により確認できる中小企業者については、0.1%を割引いた料率を適用する。
金利	金融機関所定利率
返済方法	一括
担保	原則不要
期限到来時の対応	長期資金へ借換えることができます。 別口で公的な融資制度等を活用することで、新たな資金調達も可能となります。

※金融機関および当協会での審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください

お問合せ窓口

保証部

TEL 096-375-2000

新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業の皆さまへ

○緊急時条件変更

最長6カ月間の元金据置をスピーディーかつ積極的に対応します。

（緊急時条件変更の概要）

対象者	新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業の皆さま
据置期間	6 ヶ月以内
経営支援	据置期間内に事業の継続、改善に向けた専門家による支援をご希望の方は、当協会の「専門家派遣事業」(通称:専門家派遣サービス・ファイブ)をご活用ください。 専門家派遣サービス・ファイブとは… 中小企業診断士、税理士、弁護士、司法書士、社会保険労務士の5つの士業の専門家を無料で派遣する制度です。
据置期間後の対応	中小企業の皆さまの実情に合わせ、再度の元金据置の条件変更を含め柔軟に検討いたします。

お問合せ窓口
保証部
経営支援部
TEL 096-375-2000

融資(政府系金融機関)

○新型コロナウイルス感染症特別貸付(国民生活事業)

制度概要	ご利用いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方</p> <ol style="list-style-type: none"> 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 <ol style="list-style-type: none"> 過去3カ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高 令和元年12月の売上高 令和元年10月から12月の平均売上高
	資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金
	融資限度額	6,000万円（別枠）
	利率（年）	<p>基準利率</p> <p>ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%^(注)、4年目以降は基準利率</p> <p>「実質無利子化」についてはこちら </p>
	ご返済期間	<p>設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）</p> <p>運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）</p>
	担保	無担保
	<p>(注) 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間で実質無利子となります。</p> <p>※ご返済期間などによって異なる利率が適用されます。</p> <p>※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。</p>	
借換え	公庫資金分の借換えが可能	
備考	<p>○利率 0.46% ※基準金利1.36%(R2.5.1時点)から▲0.9%(当初3年間)</p> <p>○利子補給の適用対象(当初3年間)</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人事業主(小規模) 要件なし 小規模事業者(法人) 売上高▲15%以上 中小企業者(①②以外) 売上高▲20%以上 <p>○国の2次補正予算成立を前提に、以下の点について拡充予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額 6,000千万円 → 8,000千万円 ・利下限度額 3,000千万円 → 4,000千万円 ・利子補給限度額 3,000千万円 → 4,000千万円 	
事業主体 問い合わせ先	<ol style="list-style-type: none"> 日本政策金融公庫 熊本支店（国民生活事業）096-353-6121 八代支店（国民生活事業）0965-32-5195 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会 (P4~5 相談窓口参照) 商工振興金融課 096-333-2314 	

融資（政府系金融機関）

○新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業事業）

制度概要	ご利用いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも当てはまる方</p> <ol style="list-style-type: none"> 最近1カ月の売上高が前年または前々年同期に比し5%以上減少していること またはこれと同様の状況にあること^(注1) 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること
	資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および長期運転資金
	融資限度額	直接貸付 3億円（別枠）
	利率（年）	<p>基準利率</p> <p>ただし、1億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%^(注2)、4年目以降は基準利率</p> <p>「実質無利子化」についてはこちら </p>
	ご返済期間	<p>設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）</p> <p>運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）</p>
	担保等	<p>無担保</p> <p>5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p>
	融資のお申込み	<p>直接貸付</p> <p>日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。</p>
<p>(注1) 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少していることをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 過去3か月（最近1か月を含む。）の平均売上高 令和元年12月の売上高 令和元年10月～12月の平均売上高 <p>(注2) 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間で実質無利子となる予定です。</p>		
借換え	公庫資金分の借換えが可能	
備考	<p>○利率 0.21% ※基準利率1.11%(R2. 5. 1時点)から▲0.9%(当初3年間)</p> <p>○利子補給の適用対象(当初3年間)</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人事業主(小規模) 要件なし 小規模事業者(法人) 売上高▲15%以上 中小企業者(①②以外) 売上高▲20%以上 <p>○国の2次補正予算成立を前提に、以下の点について拡充予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額 3億円 → 6億円 ・利下限度額 1億円 → 2億円 ・利子補給限度額 1億円 → 2億円 	
事業主体 問い合わせ先	<ol style="list-style-type: none"> 日本政策金融公庫 熊本支店（中小企業事業）096-352-9155 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会 (P4~5 相談窓口参照) 商工振興金融課 096-333-2314 	

融資(政府系金融機関)

○小規模事業者経営改善資金 (新型コロナウイルス対策マル経融資)

<p>制度概要</p>	<p>商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる融資制度</p> <p>【通常分】</p> <table border="1" data-bbox="359 465 1417 801"> <thead> <tr> <th>資金のお使いみち</th> <th>運転資金</th> <th>設備資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資限度額</td> <td colspan="2">2,000万円</td> </tr> <tr> <td>ご返済期間 (うち据置期間)</td> <td>7年以内 (1年以内)</td> <td>10年以内 (2年以内)</td> </tr> <tr> <td>利率(年)</td> <td colspan="2">特別利率F</td> </tr> <tr> <td>保証人・担保</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ● 保証人、担保は不要です。 ● ご利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要です。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【新型コロナウイルス対策マル経】</p> <p><ご利用いただける方> 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方(※) ※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要です。</p> <p><ご融資限度額> 通常のご融資額 + 別枠1,000万円</p> <p><利率> 【当初3年間】 特別利率F - 0.9% (別枠の1,000万円以内) (注) 【4年目以降】 特別利率F</p> <p><ご返済期間(うち据置期間)> 設備資金10年以内(4年以内(別枠の1,000万円以内)) 運転資金 7年以内(3年以内(別枠の1,000万円以内))</p> <p>(注) 1 「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。 2 一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間が実質無利子となります。</p>	資金のお使いみち	運転資金	設備資金	融資限度額	2,000万円		ご返済期間 (うち据置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)	利率(年)	特別利率F		保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証人、担保は不要です。 ● ご利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要です。 	
資金のお使いみち	運転資金	設備資金														
融資限度額	2,000万円															
ご返済期間 (うち据置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)														
利率(年)	特別利率F															
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証人、担保は不要です。 ● ご利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要です。 															
<p>借換え</p>	<p>公庫資金分の借換えが可能</p>															
<p>備考</p>	<p>○利率 0.31% ※基準金利F1.21%(R2.5.1時点)から▲0.9%(当初3年間)</p> <p>○利子補給の適用対象(当初3年間)</p> <p>①個人事業主(小規模) 要件なし ②小規模事業者(法人) 売上高▲15%以上 ③中小企業者(①②以外) 売上高▲20%以上</p>															
<p>事業主体 問い合わせ先</p>	<p>1 日本政策金融公庫 熊本支店(国民生活事業) 096-353-6121 八代支店(国民生活事業) 0965-32-5195</p> <p>2 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会 (P4~5 相談窓口参照)</p> <p>3 商工振興金融課 096-333-2314</p>															

融資(政府系金融機関)

○生活衛生改善貸付 (新型コロナウイルス対策衛経融資)

<p>制度概要</p>	<p>生活衛生改善貸付(生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付)は、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる融資制度</p> <p>【通常分】</p> <table border="1" data-bbox="354 497 1433 891"> <tr> <td data-bbox="354 497 625 658"> <p>ご利用いただける方</p> </td> <td data-bbox="632 497 1433 658"> <p>生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた次の方</p> <p>常時使用する従業員数が5人(旅館業及び興行場営業を営む方は20人)以下の会社または個人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 667 625 707"> <p>融資限度額</p> </td> <td data-bbox="632 667 1433 707"> <p>2,000万円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 716 625 788"> <p>ご返済期間 (うち措置期間)</p> </td> <td data-bbox="632 716 1433 788"> <p>運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金 10年以内(2年以内)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 797 625 837"> <p>利率(年)</p> </td> <td data-bbox="632 797 1433 837"> <p>[特別利率F]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 846 625 887"> <p>担保・保証人</p> </td> <td data-bbox="632 846 1433 887"> <p>無担保・無保証人</p> </td> </tr> </table> <p>【新型コロナウイルス対策衛経融資】</p> <p><ご利用いただける方> 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している方</p> <p><融資限度額> 通常のご融資額+別枠1,000万円</p> <p><利率> 【当初3年間】特別利率F-0.9%(別枠の1,000万円以内)(注) 【4年目以降】特別利率F</p> <p>(注) 1 「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。 2 一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間で実質無利子となります。</p> <p><ご返済期間(うち措置期間)> 設備資金10年以内(4年以内(別枠の1,000万円以内)) 運転資金 7年以内(3年以内(別枠の1,000万円以内))</p>	<p>ご利用いただける方</p>	<p>生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた次の方</p> <p>常時使用する従業員数が5人(旅館業及び興行場営業を営む方は20人)以下の会社または個人</p>	<p>融資限度額</p>	<p>2,000万円</p>	<p>ご返済期間 (うち措置期間)</p>	<p>運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金 10年以内(2年以内)</p>	<p>利率(年)</p>	<p>[特別利率F]</p>	<p>担保・保証人</p>	<p>無担保・無保証人</p>
<p>ご利用いただける方</p>	<p>生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた次の方</p> <p>常時使用する従業員数が5人(旅館業及び興行場営業を営む方は20人)以下の会社または個人</p>										
<p>融資限度額</p>	<p>2,000万円</p>										
<p>ご返済期間 (うち措置期間)</p>	<p>運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金 10年以内(2年以内)</p>										
<p>利率(年)</p>	<p>[特別利率F]</p>										
<p>担保・保証人</p>	<p>無担保・無保証人</p>										
<p>借換え</p>	<p>公庫資金分の借換えが可能</p>										
<p>備考</p>	<p>○利率 0.31% ※基準金利F1.21%(R2.5.1時点)から▲0.9%(当初3年間)</p> <p>○利子補給の適用対象(当初3年間)</p> <p>①個人事業主(小規模) 要件なし ②小規模事業者(法人) 売上高▲15%以上 ③中小企業者(①②以外) 売上高▲20%以上</p>										
<p>事業主体 問い合わせ先</p>	<p>1 日本政策金融公庫 熊本支店(国民生活事業) 096-353-6121 八代支店(国民生活事業) 0965-32-5195</p> <p>2 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会 (P4~5 相談窓口参照)</p> <p>3 商工振興金融課 096-333-2314</p>										

生産性革命推進事業（国補助金）早見表

※「通常枠」に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための投資を対象に「特別枠」を創設
 ※ものづくり補助金、持続化補助金については感染防止対策に係る経費に対して新たに定額補助「事業再開枠」を創設・上乗せ

		生産性革命推進事業補助金		
		ものづくり・商業・サービス補助金	持続化補助金	IT導入補助金
概要		新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援	販路開拓等のための取組を支援	ITツール導入による業務効率化等を支援
対象者		中小企業・小規模事業者等	小規模事業者等	中小企業・小規模事業者等
対象経費		機械設備購入やシステム構築等に要する経費	店舗改装、HP作成・改良、チラシやカタログ作成、広告掲載等に要する経費	バックオフィス効率化のためのITツールの導入に要する経費
補助上限額・補助率	【通常枠】	補助額：100万円～1,000万円 補助率：中小1/2、小規模2/3	補助額：～50万円 補助率：2/3	補助額：30万円～450万円 補助率：1/2
	【特別枠①】	補助額：100万円～1,000万円 補助率：中小2/3、小規模2/3	補助額：～100万円 補助率：2/3	補助額：30万円～450万円 補助率：2/3
		<特別枠の申請要件>補助対象経費の1/6以上が、次の要件に合致する投資であること A：サブプライチエーン毀損への対応		
対象経費	【特別枠②】	補助額：100万円～1,000万円 補助率：3/4	補助額：～100万円 補助率：3/4	補助額：30万円～450万円 補助率：3/4
		<特別枠の申請要件>補助対象経費の1/6以上が、次のいずれかの要件に合致する投資であること B：非対面型ビジネスモデルへの転換、C：テレワーク環境の整備		
対象経費		ガイドライン等に沿った感染防止対策に要する経費 (例) 消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策、換気設備等		
補助上限額・補助率	【事業再開枠】※	補助額：50万円（投資的事業を含めた総補助額の1/2まで） 補助率：定額（10/10）		
公募スケジュール（募集締切）		令和2年 8月3日（3次募集） 令和2年11月（4次募集） 令和3年 2月（5次募集）	令和2年 6月5日（2次募集） 令和2年 8月7日（3次募集） 令和2年10月2日（3次募集） 令和3年 2月5日（4次募集） 特別枠のみ 通常枠のみ	令和2年 6月12日（2次募集） 令和2年 6月26日（3次募集） 令和2年 7月10日（4次募集）
問い合わせ先		ものづくり補助金事務局 サポートセンター（050-8880-4053）	各地域の商工会・商工会議所	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター（0570-666-424）
申請方法		電子申請	紙申請（郵送）または電子申請	電子申請

※【事業再開枠】ものづくり補助金の場合は「特別枠」に上乗せ補助。持続化補助金の場合は「通常枠」または「特別枠」に上乗せ補助。

○【生産性革命推進事業】小規模事業者持続化補助金

制度概要	<p>小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人(以下「小規模事業者等」という。)が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の経費の一部を補助する。</p>
支援対象者	<p>小規模事業者であること※(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条参照) なお、特定非営利法人は、一定の要件を満たす場合に限り補助対象者となる(詳細は公募要領を参照。)</p> <p>商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外) 常時使用する従業員の数 5人以下 サービス業(宿泊業・娯楽業) 常時使用する従業員の数 20人以下 製造業その他 常時使用する従業員の数 20人以下</p> <p>※新型コロナウイルスによる影響を受ける事業者に対して加点措置を講じることで優先支援。</p>
支援要件	<p>持続的な経営に向けた経営計画を策定していること。</p> <p>【想定される活用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべくインターネット販売を強化する等、ビジネスモデルの転換を図る。 ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する。等 <p>※詳細は公募要領を参照</p>
支援対象経費等	<p>機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費</p>
補助率	<p>補助対象経費の2/3</p>
限度額等	<p>上限:50万円(産業競争力強化法に基づく認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者は補助上限額が100万円) ※別途「特別枠」あり</p>
募集時期	<p>令和2年3月13日(金)申請受付開始 第1回受付締切:令和2年3月31日(火) 第2回受付締切:令和2年6月5日 第3回受付締切:令和2年8月7日 特別枠のみ 第3回受付締切:令和2年10月2日 第4回受付締切:令和2年2月5日</p> <p>補助金公募要領等はこちら https://seisansei.smr.f.mj.go.jp/ </p>
事業主体 問い合わせ先	<p>中小企業庁 小規模企業振興課</p> <p>■商工会の管轄区域で事業を営んでいる小規模事業者の方 各地域の商工会または熊本県商工会連合会 ■商工会議所の管轄区域で事業を営んでいる小規模事業者の方 各地域の商工会議所</p> <p>※各地域の商工会、商工会議所の連絡先は、P4~5に記載。</p>

補助(国)

○【生産性革命推進事業】ものづくり・商業・サービス補助金(一般型)

制度概要	中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等にかかる経費の一部を補助
支援対象者	中小企業者(「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者)および特定非営利活動法人 ※資本金や従業員数によるため、詳細は公募要領を参照。 ※新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者に対して加点措置を講じることで優先支援。
支援要件	以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加 ・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加 ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生産性向上や賃上げにかかる目標値の達成時期を1年間猶予 【想定される活用例】 ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する ・中国の自社工場が停止し、国内に拠点を移転する 等 ※詳細は公募要領を参照
支援対象経費等	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ※交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象(詳細は公募要領参照)
補助率	補助対象経費の1/2(中小企業者)、2/3(小規模企業者・小規模事業者) ※別途「特別枠」あり
限度額等	100万～1,000万円
募集時期	令和2年3月26日(木)17時～申請受付開始 第1回受付締切:令和2年3月31日(火)17時 第2回受付締切:令和2年5月20日 第3回受付締切:令和2年8月3日 第4回受付締切:令和2年11月頃 第5回受付締切:令和3年2月頃 補助金公募要領等はこちら  https://seisansei.smrj.go.jp/ https://seisansei.smrj.go.jp/
事業主体 問い合わせ先	中小企業庁 (ものづくり補助金事務局サポートセンター) 050-8880-4053 受付時間:10:00～12:00/13:00～17:00(土日祝日を除く)

補助(国)

○【生産性革命推進事業】IT導入補助金

制度概要	中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業費等の経費の一部を補助
支援対象者	中小企業・小規模事業者等 ※資本金や従業員数によるため、詳細は公募要領を参照。
支援要件	<p>製品・サービスの生産・提供など、生産活動に資する事業を行っている中小企業・小規模事業者等が、自社の強み・弱みを認識、分析し、生産性向上のため業務プロセスの改善と効率化に資する方策として、IT導入支援事業者が登録するITツールを導入する。</p> <p>【想定される活用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する 等 <p>※「特別枠」に限り、PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象 ※詳細は公募要領を参照</p>
支援対象経費等	ソフトウェア費、導入関連費
補助率	補助対象経費の1/2以内 ※別途「特別枠」あり
限度額等	A類型:30~150万円未満、B類型150万円~450万円
募集時期	<p>令和2年3月13日(金)15時~申請受付開始</p> <p>第1回受付締切:令和2年3月31日(火)17時</p> <p>第2回受付締切:令和2年6月12日</p> <p>第3回受付締切:令和2年6月26日</p> <p>第4回受付締切:令和2年7月10日</p> <p style="text-align: right;">補助金公募要領等はこちら</p> <p style="text-align: right;">https://seisansei.smrj.go.jp/</p>  <p style="text-align: right;">/seisansei.smrj.go.jp/ https://seisansei.smrj.go.jp/</p>
事業主体 問い合わせ先	<p>中小企業庁</p> <p>〈サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局〉</p> <p>TEL:0570-666-424</p> <p>TEL:042-303-9749 ※IP電話からの場合</p> <p>受付時間:9:30~17:30(土日祝日を除く)</p>

※新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う拡充
(生産性革命推進事業の拡充)

<p>制度概要</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に、補助率や補助上限を引き上げた「特別枠」を創設。 さらに、事業再開を後押しするため業種別ガイドライン等に基づいて行う感染防止対策への取組みに対する支援を「事業再開枠」として創設。</p>
<p>各補助事業の拡充内容</p>	<p>(1)【持続化補助金】 小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援 ①補助上限を50万円から100万円へ引上げ ②下記申請要件のうち、(B)、(C)類型については補助率を2/3から3/4へ引き上げ ③感染予防対策への取組に係る経費への支援を上乗せで「事業再開枠」(補助上限額50万円・定額)として創設</p> <p>(2)【ものづくり補助金】 中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援 ①下記申請要件のうち、(A)類型について補助率を1/2から2/3へ引上げ ②下記申請要件のうち、(B)、(C)類型については補助率を2/3から3/4へ引き上げ ③感染予防対策への取組に係る経費への支援を上乗せで「事業再開枠」(補助上限額50万円・定額)として創設</p> <p>(3)【IT導入補助金】 中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、ハードウェア(PC、タブレット端末等)のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援 ①下記申請要件のうち、(A)類型について補助率を1/2から2/3へ引上げ ②下記申請要件のうち、(B)、(C)類型については補助率を2/3から3/4へ引き上げ</p>
<p>申請要件</p>	<p>補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資であること</p> <p>A: サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと (例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)</p> <p>B: 非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと (例: 店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供)</p> <p>C: テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること (例: WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入)</p>
<p>支援対象経費等</p>	<p>それぞれの補助金の公募要領を参照ください</p>
<p>募集時期</p>	<p>それぞれの補助金の公募要領を参照ください</p>
<p>事業主体 問い合わせ先</p>	<p>前頁を参照ください</p>

補助(県)

〇くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金

制度概要	平成28年熊本地震により影響を受けた県内の小規模事業者が、「経営革新計画」等の具体的な計画を基に、商工会・商工会議所等の支援を受けながら取り組む販路開拓や生産性向上、第二創業などに要する経費の一部を補助する。
支援対象者	熊本地震で被災(直接・間接)した小規模事業者であること(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条参照) 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外) 常時使用する従業員の数 5人以下 サービス業(宿泊業・娯楽業) 常時使用する従業員の数 20人以下 製造業その他 常時使用する従業員の数 20人以下 ※新型コロナウイルスによる影響を受ける事業者に対して加点措置を講じることで優先支援。
支援要件	熊本県復興経営サポートオフィス等の専門家等の助言を受けたうえで持続的・発展的な経営計画を作成しており、かつ、それに基づく事業展開を図るための経営革新計画や経営力向上計画、先端設備等導入計画(いずれか)に基づく事業であること。 【想定される活用例】 ・状況に応じてテイクアウト専門店としても営業できるような店舗改修、店舗販売の縮小を補うべくインターネット販売を強化する等、ビジネスモデルの転換を図る。 ・外注していた業務を内製化するための設備導入等。 ※詳細は公募要領を参照(県ホームページに掲載)
支援対象経費等	機械装置等費、技術導入費、クラウド利用費、知的財産権等関連経費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借損料、専門家謝金、専門家旅費、運搬費、設備処分費、委託費、外注費
補助率	補助対象経費の2/3
限度額等	補助上限:200万円 ※補助対象とならない経費については、公募要領を参照
募集時期	令和2年4月30日(木)申請受付開始 令和2年6月24日(水)受付締切
事業主体 問い合わせ先	熊本県 商工振興金融課 ■事業に関する問い合わせ及び申請書類の提出先 熊本県中小企業団体中央会 電話096-234-7882 ※計画の策定には時間を要します。まずは、お近くの商工会や商工会議所に早めにご相談ください。 ※各地域の商工会、商工会議所の連絡先は、P4~5に記載。

補助(県)

○商店街新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響により来街者が減少し、厳しい経営環境に直面する商店街組織が実施する感染拡大防止やにぎわいの回復の取組みを支援するため、必要な経費の一部を補助する。
支援対象者	<p>県内の商店街組織</p> <p>① 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合</p> <p>② 熊本県商店街活性化協議会に属する商店街組織</p> <p>③ 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。</p>
支援対象経費	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街組織が実施する、感染拡大防止のための取組みやにぎわい回復を図るための事業の実施に要する経費。</p> <p>【想定される活用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境の整備など感染症を持ち込ませない、拡大させないための取組み マスク、消毒液、飛沫防止シートなどの消耗品購入費 ・来街者に過密防止を求める広報の強化や商店街の安全性のPR チラシ、ポスター等の印刷費、広報費、委託費 ・飲食店等のデリバリーや持ち帰りサービスの業態追加 容器などの消耗品購入費、配達サービスの委託、のぼり等の作成費 ・商店街のWEBサイトやPR動画の作成 サイト作成の委託費、専門家への謝金・旅費 ・買い物代行、送迎など買い物弱者の利便性向上 買い物代行や送迎に必要な人件費、委託費 ・プレミアム付き商品券の導入 商店街組織が発行するプレミアム付き商品券のプレミアム部分の補助 商品券の印刷費、広告費 ・各種イベントの開催、キャンペーンの実施 リース料、会場使用料、印刷費、広報費、消耗品費、役務費、委託費、 模擬店の食材など材料費、専門家への謝金・旅費
補助率	補助対象経費の3/4
限度額等	補助上限:①200万円 ②150万円 ③100万円
募集時期	詳細決定後、改めてお知らせします。
事業主体 問い合わせ先	熊本県 商工振興金融課 商業・組合支援班 096-333-2326

雇用関係 比較表 (R2.5.27)

雇用保険被保険者	雇用保険被保険者ではない方
<p>①会社が休業にした場合 ➡会社が休業手当を支払えば、雇用調整助成金利用可</p>	<p>⑤会社が休業にした場合(P39参照) ➡会社が休業手当を支払えば、雇用調整助成金利用可</p>
<p>②事業収入が前年同月比50%以上減少した場合(P7～10参照) ➡200万円を限度に給付を実施 (中堅・中小企業)</p>	<p>⑥会社の経営が厳しくなり、離職した場合(P44～47参照) ⑦契約期間満了により、契約更新されず、離職した場合(P44～47参照) ➡休業、離職等により、収入が減少し、当面の生活費を必要とする方に対し、社会福祉協議会を通じて無利子の緊急貸付けを実施 (10万円～20万円以内、無利子、据置期間1年以内)</p>
<p>③会社の経営が厳しくなり、離職した場合 ④契約期間満了により、契約更新されず、離職した場合 ➡本人は雇用保険受給可。</p>	<p>⑧個人事業主、フリーランス等で仕事が増えた場合(P44～47参照) ➡⑥⑦と同じく、社会福祉協議会を通じて無利子の緊急貸付けを実施 (条件も同様) ➡事業収入が前年同月比50%以上減少した場合、100万円を限度に給付を実施</p>
<p>会社が休業、廃業、解雇等した場合</p>	<p>個人事業主、フリーランス等</p>
<p>小学校等の休業に関係</p>	<p>⑨個人事業主、フリーランス等で仕事をしている場合で、小学校等の臨時休業等により、仕事を休まざるをえなくなった場合(P40参照) ➡日額7,500円の支援(～9月30日の間に取得した休暇に適用、春休み除く) 小学校休業等対応助成金で対応</p>
<p>⑩小学校等の臨時休業等により、休暇を取得せざるをえなくなった場合で、会社が年休とは別に有給休暇を与えた場合(P40参照) ➡正規・非正規を問わない新たな助成金 (小学校休業等対応助成金) で対応 (賃金全額支給の場合にその相当額、1日1人当たり15,000円を上限) (～9月30日の間に取得した休暇に適用、春休み除く)</p>	<p>⑩小学校等の臨時休業等により、休暇を取得せざるをえなくなった場合で、会社が年休とは別に有給休暇を与えた場合(P40参照) ➡正規・非正規を問わない新たな助成金 (小学校休業等対応助成金) で対応 (賃金全額支給の場合にその相当額、1日1人当たり15,000円を上限) (～9月30日の間に取得した休暇に適用、春休み除く)</p>

※実線囲みは事業主向け
 ※点線囲みは労働者向け

助成金(国)

○雇用調整助成金の特例措置

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。※令和2年9月30日までを「緊急対応期間」とし、全国で以下の特例措置を実施。
支援対象者	支給対象事業主：雇用保険適用事業所 支給対象労働者：雇用保険被保険者及び、雇用保険被保険者でない労働者
支援要件 (特例措置の概要)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を行わざるを得ない事業主を対象に、次のとおり特例措置が講じられることとなりました。</p> <p>休業等の初日が、令和2年1月24日以降であり、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 休業等計画届の提出を不要とする等、申請様式及び添付書類を簡素化する。 ② 事業所の生産指標の確認期間を3カ月から1カ月に短縮する。 (生産量、売上高などの生産指標が前年同期比と比べて5%以上減少) ③ 最近3カ月間の雇用量が対前年比で増加していても受給できることとする。 ④ 起業後1年未満の事業主についても生産指標の比較対象となる月が過去1ヶ月以上ある場合は助成対象とする。 ⑤ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象とする。 ⑥ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても <ol style="list-style-type: none"> ア 前回の支給対象期間が満了した日から起算して1年を経過していなくても受給できることとする。 イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数に関わらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する。
支援対象経費等	<ol style="list-style-type: none"> ①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成 ②教育訓練を実施したときの加算
補助率	<ol style="list-style-type: none"> ①助成率 中小企業4/5、大企業2/3(解雇等を行わない場合は、中小企業10/10、大企業3/4) ②教育訓練を実施した場合の加算額 中小企業2,400円、大企業1,800円
限度額等	1人1日当たり15,000円が上限
募集時期	随時
事業主体 問い合わせ先	<p>厚生労働省 熊本労働局職業対策課分室 096-312-0086</p> <p>※制度利用等をお考えの事業所へ、アドバイザー(社会保険労務士)を派遣する事業を実施中(令和2年4月1日～) フリーダイヤル 0120-45-1124 熊本県社会保険労務士会</p>

★休業手当を受けられない中小企業の労働者に対する新たな支援金が創設される予定。

助成金(国)

○小学校休業等対応助成金

制度概要	<p>小学校等が臨時休業した場合等に、</p> <p>①その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた企業</p> <p>②委託を受けて個人で仕事をする方に対する助成金を創設</p>
支援対象者	<p>支給対象事業主:臨時休業した小学校等に通う子の保護者であって、</p> <p>①労働者に対して、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主</p> <p>②個人で就業する予定であった場合で、業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの事業主</p> <p>支給対象労働者:①-(1)親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者。①-(1)のほか、①-(2)各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含む。</p>
助成内容	<p>有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額</p> <p>※令和2年9月30日までに取得した休暇に適用。春休みは除く。</p>
補助率	<p>①10/10 (大企業、中小企業ともに同様)</p> <p>②定額</p>
限度額等	<p>①有給の休暇を取得させた事業主は、1人1日当たり15,000円が上限</p> <p>②就業できなかった個人事業主は、1日当たり7,500円(定額)</p>
募集時期	<p>令和2年12月28日まで</p>
事業主体 問い合わせ先	<p>厚生労働省 〈学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター〉 0120-60-3999 受付時間:9:00~21:00(土日・祝日含む)</p> <p>※制度利用等をお考えの事業所へ、アドバイザー(社会保険労務士)を派遣する事業を実施中(令和2年4月1日~) フリーダイヤル 0120-45-1124 熊本県社会保険労務士会</p>

★母性健康管理措置により休業が必要な妊娠中の労働者のために、有給休暇制度を設けて取得させる企業への助成金が創設される予定。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所の皆さまへ

雇用維持・確保のための

アドバイザーを派遣します

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の雇用関係制度において、雇用調整助成金の特例措置*₁や、小学校休業等対応助成金の新設*₂等が行われています。

熊本県では従業員の雇用を維持・確保するためにこれらの制度の利用等をお考えの事業所へアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。

*1 雇用調整助成金

事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者を一時的に休業等にした事業主に助成

*2 小学校休業等対応助成金

小学校等の臨時休業により保護者が休んだ場合等に、年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主に助成
（業務委託を受けて個人で仕事をする方には別途制度あり）

※特例措置の内容について、詳しくはアドバイザー（社会保険労務士）が応じます。

内 容

- ・ 県内事業所へアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します
 - ・ 各種制度利用の支援や個別相談にアドバイザーが応じます
- ※申請代行はいたしません

期 間

令和2年（2020年）4月1日（水）から12月31日（木）まで

対 象

従業員の雇用維持や雇用確保のために国（労働局）の雇用関係制度の利用等をお考えの県内事業所

アドバイザー

熊本県社会保険労務士会員

無料

アドバイザー派遣をご希望の方は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

熊本県社会保険労務士会

TEL 0120-45-1124（フリーダイヤル）

FAX 096-324-1208

※受付時間 9時～17時（土日祝日は除く）

アドバイザー派遣申込書

(FAX : 096-324-1208)

申込日	年 月 日		
事業所名			
代表者名		担当者名	
事業所所在地	〒 -		
	TEL	- -	FAX - -
業 種		従業員数	人
希望派遣日時	第1希望	年 月 日	午前・午後 時 分～
	第2希望	年 月 日	午前・午後 時 分～
希望派遣場所	<input type="checkbox"/> 相談事業所 <input type="checkbox"/> 相談事業所以外の場所 ()		
相談内容 (雇用確保のため)			

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員の雇用維持や雇用確保のために国（労働局）の制度利用をお考えの県内事業所が対象です。
- ・アドバイザー派遣期間は、令和2年（2020年）12月31日（木）までです。
ただし、申込状況によっては早期に終了する場合があります。
- ・ご記入いただいた情報は、当事業に関わる相談、当事業アドバイザーとの連絡にのみ利用します。

【お問い合わせ先】

熊本県社会保険労務士会

〒860-0041

熊本市中央区細工町4丁目30-1 扇寿ビル5F

TEL 0120-45-1124 (フリーダイヤル)

FAX 096-324-1208

助成金(国)

○働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)

制度概要	新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主を支援するため、働き方改革推進支援助成金(時間外労働等改善助成金の名称変更)の中にテレワークコースを新設するもの。
支援対象者	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規(※)で導入する中小企業事業主 ※試行的に導入している事業主も対象
助成内容 (主な要件)	①テレワークの導入実施に関して、事業実施期間中に以下の取組をいずれか1つ以上実施すること ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 ・労務管理担当者に対する研修 ・労働者に対する研修、周知・啓発 ・外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング等 ②テレワークを実施した労働者が1人以上いること
支援対象経費等	助成内容①の取組の実施に要した謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費
補助率	対象経費合計額の1/2
限度額等	1企業当りの上限額:100万円
助成対象となる事業の実施期間	令和2年(2020年)2月17日~5月31日 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。
応募方法	申請書を必要書類とともにテレワーク相談センターに提出 (締切は5月29日(金))
問い合わせ先	テレワーク相談センター 0120-91-6479

★助成対象となる事業の実施期間及び応募締切は変更になる可能性あり。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、
生活資金にお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

本資金は貸付金であり、返済していただく必要があります。

休業・失業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■ 据置期間

1年以内

■ 償還期限

2年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

現在お住まいの（住民票のある）市町村社会福祉協議会

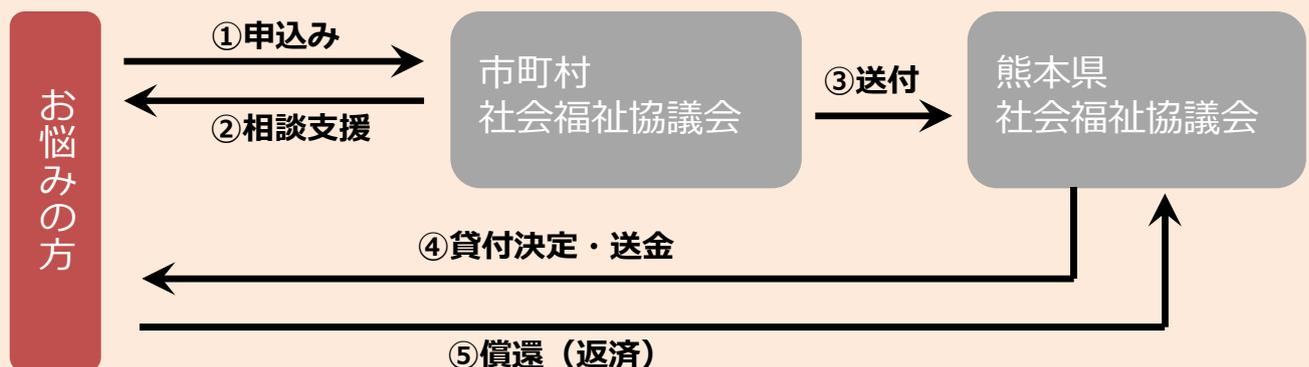
■ 貸付上限額

1世帯につき1回限り10万円以内。
ただし、次のいずれかの場合等は20万円以内。

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- イ 世帯員に要介護者がいるとき。
- ウ 世帯員が4人以上いるとき。
- エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子。
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- オ 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

※ アからオが確認できる書類を御持参ください。

貸付手続きの流れ



失業された方向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。
自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

- ・（2人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

■償還期限

10年以内

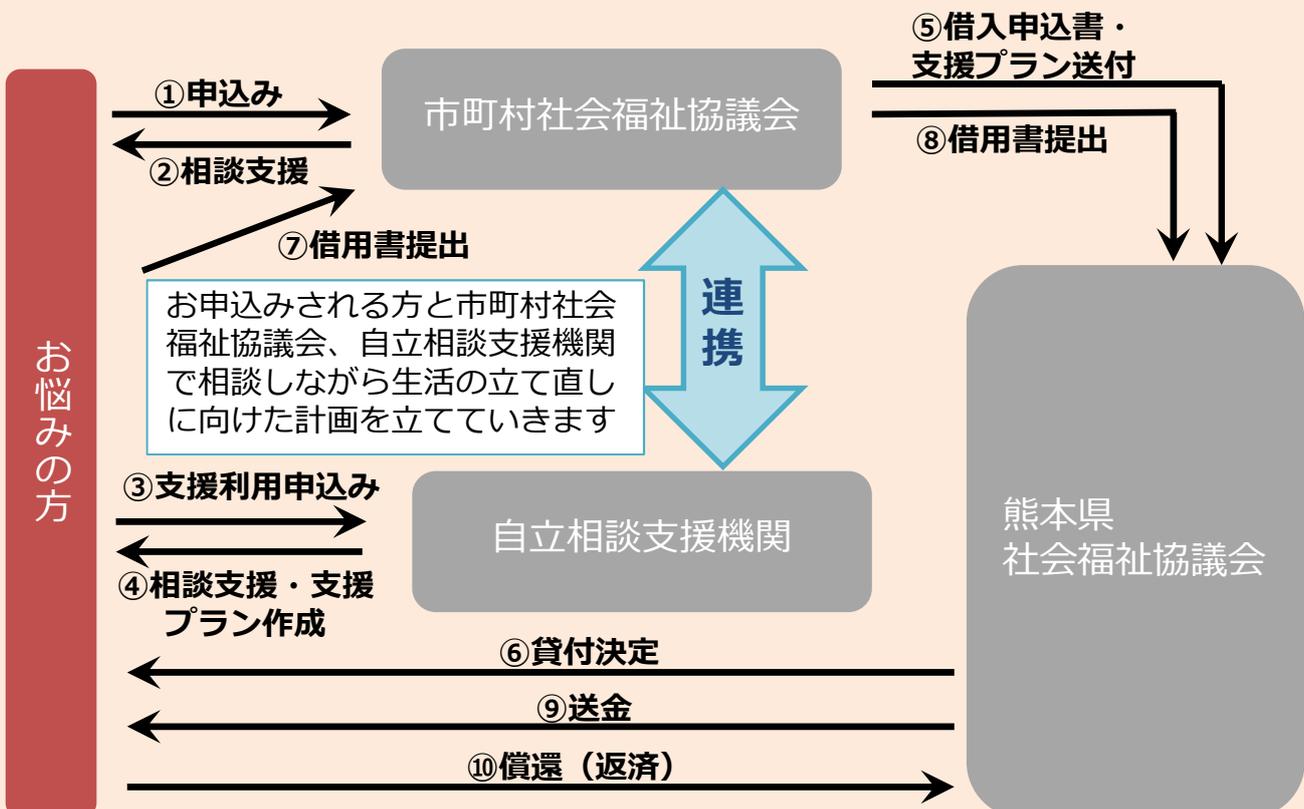
■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

現在お住まいの（住民票のある）
市町村社会福祉協議会

貸付手続きの流れ



借入申込みに必要なもの

共通

- (2) 世帯全員分の住民票（「世帯全員」及び「続柄記載」で発行3か月以内のもの）
- (3) 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- (3) 申込者の預金通帳及び印鑑（認印可）

緊急小口資金

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少・失業したことが確認できるもの
 - ▶ 企業等雇用されている方
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響が生じる前後の収入が確認できる給与明細書等
 - ② 就労先からの休職証明書等
 - ▶ 自営業、フリーランス等の方…月収等を記録した会計帳簿等

総合支援資金

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により失業したことが確認できるもの
 - ▶ 失業の場合…雇用保険受給資格者証、源泉徴収票、離職票、退職辞令の写し等
 - ▶ 廃業の場合…個人事業の廃業届の写し等
- (2) 自立相談支援機関の支援を受けていることがわかる書類等
- (3) その他、世帯の収支状況や求職状況等を確認する書類等
※詳しくは窓口にてご確認ください。

貸付金の交付方法

「貸付手続きの流れ」のとおり申込書類を確認後、借入申込者が指定する金融機関口座に後日送金します。

受付

3月25日（水）から市町村社会福祉協議会の窓口で受付します。
相談申込受付時間：午前10時～午後4時（土曜、日曜、祝日を除く）

◀ 熊本県内 市町村社会福祉協議会一覧 ▶

相談・申込み受付時間は各市町村社会福祉協議会へご確認ください。
 なお、現在体調のすぐれない方は快復された後に手続きをされるか、
 お急ぎの場合はまずお電話にてご相談ください。

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
熊本市	096-324-5511	玉東町	0968-85-3150	甲佐町	096-234-1192
八代市	0965-62-8228	和水町	0968-34-2366	山都町	0967-82-3345
人吉市	0966-24-9192	南関町	0968-69-9020	氷川町	0965-52-5075
荒尾市	0968-66-2993	長洲町	0968-78-1440	芦北町	0966-86-0294
水俣市	0966-63-2047	大津町	096-293-2027	津奈木町	0966-61-2940
玉名市	0968-73-9050	菊陽町	096-232-3593	錦町	0966-38-2074
天草市	0969-32-2552	南小国町	0967-42-1501	あさぎり町	0966-49-4505
山鹿市	0968-43-1134	小国町	0967-46-5575	多良木町	0966-42-1112
菊池市	0968-25-5000	産山村	0967-23-9300	湯前町	0966-43-4117
宇土市	0964-23-3756	高森町	0967-62-2158	水上村	0966-44-0782
上天草市	0969-56-2455	南阿蘇村	0967-67-0294	相良村	0966-35-0093
宇城市	0964-32-1055	西原村	096-279-4141	五木村	0966-37-2333
阿蘇市	0967-32-1127	御船町	096-282-0785	山江村	0966-24-1508
合志市	096-242-7000	嘉島町	096-237-2981	球磨村	0966-32-0022
美里町	0964-47-0065	益城町	096-214-5566	苓北町	0969-35-1270

実施主体：社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

連絡先：〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号

TEL：096-324-5475

助言等(国)

○下請かけこみ寺「相談窓口」

制度概要	中小企業が抱える取引上のトラブルや消費税の転嫁などについての相談を受け付けており、専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートする
支援対象者	下請事業者
問い合わせ先	フリーダイヤル 0120-418-618
受付時間	平日9:00～12:00 / 13:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)
相談事例	<ul style="list-style-type: none">・支払日を過ぎても代金を支払ってくれない・原材料が高騰しているのに単価引き上げに応じたくない・発注元から棚卸し作業を手伝うよう要請された・お客さんからキャンセルされたので部品が必要なくなったと言って返品された・「歩引き」と称して、代金から一定額を差し引かれた・長年取引をしていた発注元から突然取引を停止させられた
事業主体	中小企業庁

○国税に関するお問い合わせ

税務署	所在地	電話番号	管轄地域
阿蘇	〒869-2693 阿蘇市一の宮町宮地1944番地	0967-22-0551	阿蘇市 阿蘇郡
天草	〒863-8686 天草市古川町4番2号	0969-22-2510	上天草市 天草市 天草郡
宇土	〒869-0493 宇土市北段原町15番地 宇土合同庁舎	0964-22-0410	宇土市 宇城市 下益城郡
菊池	〒861-1393 菊池市七城町甲佐町74番地1 菊池市役所七城支所庁舎	0968-25-2121	菊池市 合志市 菊池郡
熊本西	〒860-8624 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-355-1181	熊本市(中央区、西区、南区、北区)
熊本東	〒862-8702 熊本市東区東町3丁目2番53号	096-369-5566	熊本市(東区) 上益城郡
玉名	〒865-8691 玉名市岩崎273番地 玉名合同庁舎	0968-72-2125	荒尾市 玉名市 玉名郡
人吉	〒868-8691 人吉市寺町20番地1	0966-23-2311	人吉市 球磨郡
八代	〒866-8605 八代市花園町16番地2	0965-32-3141	八代市 水俣市 八代郡 葦北郡
山鹿	〒861-0591 山鹿市山鹿970番地 山鹿合同庁舎	0968-44-2181	山鹿市

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限（注1）から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。（担保が不要な場合があります）

（注1）令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。

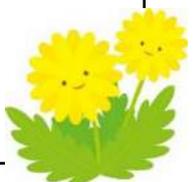
（注2）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（同法第151条）が受けられる場合もあります。

お気軽にお電話で
ご相談ください！
（納期限前から相談できます）

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
（裏面をご参照ください。）

個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください（納税の猶予：国税通則法第46条）。

○ 個別の事情

ケースによりご用意
いただく資料が異なります。
まずはお電話でご相談を！

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

（注）申請に必要な書類等については、最寄りの税務署（徴収担当）にご相談ください。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



相談支援(県)

○県税に関するお問い合わせ

県税に関するお問い合わせは、ご相談の内容により管轄する広域本部が異なりますので、下表のとおり管轄の広域本部までお願いします。

- 課税の内容、申告、減免について
税金の種類、地域ごとに管轄する広域本部にお問い合わせください。
- 納税について
お住まいのご住所を管轄する広域本部(太枠)にお問い合わせください。
(なお、県外にお住まいの方は、県央広域本部にお問い合わせください。)

(参考)

- 所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税などについては、お住まいのご住所を管轄する税務署にお問い合わせください。

税金の種類	管轄地域	管轄広域本部等
法人県民税・法人事業税 ゴルフ場利用税 県民税利子割 県たばこ税 鉱区税	県下全域	県央広域本部(税務部) 〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 (県庁行政棟新館1階) ○課税の内容等に関すること Tel 096-333-3200(代表) ○納税に関すること Tel 096-333-3210(代表)
個人事業税 軽油引取税 不動産取得税※ 狩猟税 産業廃棄物税 ※不動産取得税の問合せ先 ○課税内容等については、取得された 不動産の所在地を管轄する広域本部へ ○納税については、お住まいのご住所を 管轄する広域本部へ	熊本市、宇土市、宇城市、 下益城郡、上益城郡	県央広域本部(税務部) 〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 (県庁行政棟新館1階) ○課税の内容等に関すること Tel 096-333-3200(代表) ○納税に関すること Tel 096-333-3210(代表)
	荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合 志市、阿蘇市、玉名郡、菊池郡、阿蘇 郡	県北広域本部 〒861-1331 菊池市隈府1272-10 (菊池総合庁舎内) ○課税の内容等に関すること Tel 0968-25-4124 ○納税に関すること Tel 0968-25-4272
	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦 北郡、球磨郡	県南広域本部 〒866-8555 八代市西片町1660 (八代総合庁舎内) ○課税の内容等に関すること Tel 0965-33-3180 ○納税に関すること Tel 0965-33-2184
	天草市、上天草市、天草郡	天草広域本部 〒863-0013 天草市今釜新町3530 (天草総合庁舎内) ○課税の内容等に関すること Tel 0969-22-4239 ○納税に関すること Tel 0969-22-4370
自動車税(環境性能割・種別割) 軽自動車税(環境性能割)	県下全域 ※減免に関するご相談は各広域本部 でも受け付けます。	自動車税事務所 〒862-0901 熊本市東区東町4-14-37 ○課税の内容等に関すること Tel 096-368-4020(代表)

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する

熊本県税における猶予制度

徴収の猶予

- ▶ 納税者（ご家族を含む。）が新型コロナウイルス感染症に罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、管轄する広域本部収税担当課にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、管轄する広域本部収税担当課にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

ご相談先

お住まいの地域	相談先	電話番号	所在地
熊本市中央区、北区	県央広域本部税務部 収税第一課、第二課	(096)333-3212	〒862-8571
熊本市東区		(096)333-3213	熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本市南区、宇城市、下益城郡		(096)333-3214	熊本県庁 行政棟新館 1階
熊本市西区、宇土市、上益城郡		(096)333-3215	※収税第一、第二課代表電話 (096)333-3210
菊池市、合志市（須屋のみ）	県北広域本部 総務部 収税課	(0968)25-4272	〒861-1331
荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市		(0968)25-4115	菊池市隈府1272-10
合志市、菊池郡、阿蘇市、阿蘇郡		(0968)25-4116	
八代市、八代郡	県南広域本部 総務部 収税課	(0965)33-2184	〒866-8555
人吉市、水俣市、葦北郡、球磨郡		(0965)33-3236	八代市西片町1660
天草市、上天草市、天草郡	天草広域本部 総務部 税務課	(0969)22-4370	〒863-0013 天草市今釜新町3530

新型コロナウイルス感染症に係る 県税の申告・納付期限の延長について

1 熊本県税条例に基づく申告・納付等の期限の延長について

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」といいます。）の影響により、申告・納付を行うことが困難な場合、個別の申請により、申告・納付期限の延長が認められます。（熊本県税条例第15条第3項）

<申告・納付を行うことが困難な場合の例>

- (1) 納税者本人、法人の役員や従業員、税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染した場合。
- (2) 納税者本人、法人役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、入出国に制限等がある場合。
- (3) 企業、税理士事務所等において、感染拡大防止のため、休業や職員の休暇取得の勧奨を行い、通常の業務体制が維持できない状況が生じた場合。
- (4) 取引先や関係会社において感染症による影響が生じていることなどにより、決算作業等が間に合わず、期限までの申告等が困難な場合
- (5) 感染拡大防止のため定時株主総会の開催時期を遅らせる等の緊急措置を行った場合。

※ 上記は例示ですので、上記以外の場合も、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

2 延長の申請方法

熊本県税条例施行規則第11条の10の規定による別記第19号の8様式「提出期限延長申請書」及び同第12条の規定による別記第20号様式「納期限延長申請書」（以下、「延長申請書」といいます。）の提出による他、**申告書等の余白に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載のうえ申告していただくことにより、延長申請書が提出されたものとして取扱います。**

※電子申告の場合

電子申告を利用されている場合、法人名称に続けて、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力の上申告してください。

3 申告期限と納付期限

2の方法により、延長の申請をされた場合、延長申請書に記載された期限を申告納付期限とし、申告書等の余白に記載されたものの申告期限及び納付期限は、原則として申告書の提出日となります。

4 提出・お問合せ先

裏面のとおりに

■提出先・お問い合わせ先

お住まいの地域	申告等対象の税目	相談先	電話番号	所在地
熊本市、宇土市、 宇城市、下益城郡、 上益城郡 (不動産取得税につ いては、取得した不 動産所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人県民税、法人事業税 ※ ・ 個人事業税 ・ 県たばこ税 ※ ・ ゴルフ場利用税 ※ ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む) ・ 産業廃棄物税 ・ 自動車税の減免受付 	県央広域本部 税務部 課税第一課	(096)333-3200 (代表)	〒862-8571 熊本市中央区水前寺 6丁目18-1 ※令和元年(2019 年)11月5日に上記 の場所に移転しまし た。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産取得税 ・ 狩猟税 ・ 鉱区税 ※ 	県央広域本部 税務部 課税第二課		
荒尾市、玉名市、 山鹿市、菊池市、 合志市、阿蘇市、 玉名郡、菊池郡、 阿蘇郡 (不動産取得税につ いては取得した不動 産所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む) ・ 狩猟税 ・ 産業廃棄物税 ・ 自動車税の減免受付 	県北広域本部 総務部 課税課	(0968)25-4124	〒861-1331 菊池市隈府1272-10
八代市、水俣市、 人吉市、八代郡、 葦北郡、球磨郡 (不動産取得税につ いては取得した不動 産所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む) ・ 狩猟税 ・ 産業廃棄物税 ・ 自動車税の減免受付 	県南広域本部 総務部 課税課	(0965)33-3180	〒866-8555 八代市西片町1660
天草市、上天草市、 天草郡 (不動産取得税につ いては取得した不動 産所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む) ・ 狩猟税 ・ 産業廃棄物税 ・ 自動車税の減免受付 	天草広域本部 総務部 税務 課	(0969)22-4239	〒863-0013 天草市今釜新町 3530
県下全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車税 ※ 	自動車税 事務所	(096)368-4300	〒862-0901 熊本市東区東町4丁 目14-37

※の税については、県内全域を担当

※自動車税の減免については、各広域本部又は自動車税事務所に御相談いただけます。

○市町村税に関するお問い合わせ

市町村税の課税の内容、申告、減免、納税については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

市町村名	税務担当課	電話番号
熊本市	税制課	096-328-2174
	固定資産税課	096-328-2195
	市民税課	096-328-2181
	納税課	096-328-2204
八代市	市民税課	0965-33-4107
	資産税課	0965-33-4108
人吉市	税務課	0966-22-2111
荒尾市	税務課	0968-63-1346
水俣市	税務課	0966-61-1620
玉名市	税務課	0968-75-1114
山鹿市	税務課	0968-43-1121
菊池市	税務課	0968-25-7208
宇土市	税務課	0964-22-1111
上天草市	税務課	0964-26-5520
宇城市	税務課	0964-32-1487
阿蘇市	税務課	0967-22-3148
天草市	課税課	0969-32-6050
合志市	税務課	096-248-1114
美里町	税務課	0964-46-2112
玉東町	税務課	0968-85-3184
南関町	税務住民課	0968-57-8563
長洲町	税務課	0968-78-3123
和水町	税務住民課	0968-86-5723
大津町	税務課	096-293-3117

市町村名	税務担当課	電話番号
菊陽町	税務課	096-232-4911
南小国町	税務課	0967-42-1113
小国町	税務課	0967-46-2130
産山村	住民課	0967-25-2212
高森町	税務課	0967-62-1123
西原村	税務課	096-279-4395
南阿蘇村	税務課	0967-67-2703
御船町	税務課	096-282-1114
嘉島町	税務課	096-237-2639
益城町	税務課	096-286-3380
甲佐町	税務課	096-234-1112
山都町	税務住民課	0967-72-1128
氷川町	税務課	0965-52-5853
芦北町	税務課	0966-82-2511
津奈木町	住民課	0966-78-5544
錦町	税務課	0966-38-1114
多良木町	税務課	0966-42-1254
湯前町	税務町民課	0966-43-4111
水上村	税務住民課	0966-44-0316
相良村	税務課	0966-35-1031
五木村	住民税務課	0966-37-2213
山江村	税務課	0966-23-5692
球磨村	税務課	0966-32-1113
あさぎり町	税務課	0966-45-7212
苓北町	税務住民課	0969-35-1111

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 市町村税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、お住いの市町村にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、お住いの市町村にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減措置

<p>制度概要</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額を軽減する。</p>				
<p>対象者及び軽減割合</p>	<p>以下の要件を満たす中小事業者等^(※1)（原則として業種限定せず）を対象とし、以下に掲げる割合を軽減する。</p> <p>令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、</p> <table border="1" data-bbox="491 869 1331 969"> <tr> <td>30%以上50%未満減少している者</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少している者</td> <td>全額</td> </tr> </table> <p>(※1)「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人</p>	30%以上50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	全額
30%以上50%未満減少している者	2分の1				
50%以上減少している者	全額				
<p>申告方法</p>	<p>令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等^(※2)の認定を受けて、必要書類とともに各市町村に申告する。</p> <div data-bbox="619 1339 1209 1666" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><軽減措置の流れ(イメージ)></p> <pre> graph TD SO[事業者] -- ③申告 (1月末日まで) --> MC[市町村] MC -- ④軽減 --> SO SO -- ①申請 --> SI[認定経営革新等支援機関等 (※2)] SI -- ②認定 --> SO SI --- Note["会計帳簿等で売上高減少要件を満たしているかを確認"] </pre> </div> <p>(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など）</p>				
<p>問い合わせ先</p>	<p>お住いの各市町村の税務担当課（P56を参照ください。）</p>				

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

<p>制度概要</p>	<p>生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長する（令和4年度まで）。</p>
<p>拡充の内容、対象資産及び適用期限</p>	<p>○拡充の内容 令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物について、固定資産税の課税標準を当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間はその価格に零以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>○対象資産 (従来の対象資産) ・<u>機械及び装置、器具及び備品、工具、建物付属設備。</u> ※旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上する一定のもの。 ※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。</p> <p>(今回拡充された対象資産) ・対象資産に、<u>事業用家屋と構築物を追加。</u> ・<u>事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等</u>とともに導入されたもの。 ・<u>構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。</u> ※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。</p> <p>○適用期限 <u>令和4年度まで延長。</u>（従来は令和2年度まで）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>お住いの各市町村の税務担当課（P56を参照ください。）</p>

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対する

徴収猶予の「特例制度」

無担保・延滞金なし

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

業種別支援策について

経済産業省では、業種別支援策リーフレットを作成しています。QRコードを御参照ください。

○製造業



○娯楽業



○飲食店



○卸売業



○小売業



○宿泊業



○旅客運輸業



○貨物運輸業



○医療関係



熊本県民の方へ

重要なお知らせ

○助成金・補助金等の内容は日々更新されます。
○詳細については、お問い合わせ先にご確認いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援(助成金・給付金等)

【令和2年5月20日時点】

個人向け支援		事業者向け支援	
申請する全ての人に	一律1人10万円を給付	給付	特別定額給付金
休業で家計が維持できない	貸付上限:20万円 据置期間:1年以内、償還期間:2年以内	貸付	緊急小口資金(特例)
失業で家計が維持できない	貸付上限:月額20万円、原則3カ月以内 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内	貸付	総合支援資金(特例)
離職等で住宅を失った・失うかも	家賃相当額を家主に対して代理納付 支給期間:原則3カ月(最長9カ月)	給付	住居確保給付金
子ども食堂運営者の方に	開催回数に応じ10万円~30万円を上限に給付	給付	子ども食堂活動緊急支援助成金
修学継続が困難な大学生等に	一律1人5万円を給付	給付	生活困窮大学生等のための給付金
家計急変で緊急に奨学金が必要	対象:高校等に在学する方 貸与金額:月額8,000円~35,000円(無利息) 貸与期間:申請年度の年度末まで	貸与	育英資金の緊急貸与
熊本県育英資金の返還が困難	対象:収入が著しく減少した方等 期間:猶予を希望する月から1年以内	猶予	育英資金の返還猶予
自動車税などの納付や申告が困難	収入に相当の減少があった方に対して、徴収猶予の特例措置 (1年以内、延滞金免除・担保不要)を適用 個別の事情に応じ申告・納付期限を延長	猶予	納税の猶予や申告期限の延長
社会保険料の納付が困難	国民健康保険料、介護保険料の減免	減免	社会保険料の減免
従業員に休業してもらうなら	休業手当助成:1日1人あたり8,330円まで 助成率は、企業規模・雇用状況で変動	助成	雇用調整助成金
子どもがいる従業員のために	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 1日につき8,330円を上限に、賃金相当額を助成	助成	小学校休業等対応助成金
子どもがいるフリーランスのために	小学校等休校で休業したフリーランス 1日あたり4,100円(定額)を助成	助成	小学校休業等対応支援金
テレワークを導入するために	テレワークを新規で導入する場合 助成率:1/2、上限:100万円	助成	働き方改革推進支援助成金
<p>総務省(コールセンター) 0120-26-0020 9:00~20:00</p> <p>お住いの市町村の 社会福祉協議会 又は県社会福祉協議会 096-324-5475 (県社会福祉協議会)</p> <p>お住いの市町村の 自立相談支援機関</p> <p>熊本県 健康福祉部 子ども家庭福祉課 096-333-2229</p> <p>熊本県生活困窮大学生等 給付金相談窓口 096-333-2738</p> <p>熊本県 教育庁 高校教育課 096-333-2682</p> <p>(県央)096-333-3210 (県北)0968-25-4272 (県南)0965-33-2184 (天草)0969-22-9056 (自動車税)096-368-4020</p> <p>お住いの市町村の 各広域本部収納担当課等</p> <p>お住いの市町村窓口</p>		<p>厚生労働省 熊本労働局 職業対策課分室 096-312-0086 8:30~17:00(土日祝除く)</p> <p>厚生労働省 学校等休業助成金・支援金 コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00</p> <p>テレワーク相談センター 0120-91-6479 9:00~17:00(土日祝除く)</p>	

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援(助成金・給付金等)

○助成金・補助金等の内容は日々更新されます。
○詳細については、お問い合わせ先にご確認いただきますようお願いいたします。

【令和2年5月20日時点】

重要なお知らせ

コロナで売上が減少した

休業要請に応じていただいた

コロナで売上が減少した
【企業向け】

コロナで農林漁業収入が減少した
【農林漁業者向け】

給付	持続化給付金	本年1月～12月の売上が、前年の同月比▲50%以上 法人200万円(最大)、個人事業者100万円(最大)支給	0570-783183 中小企業金融・給付金 相談窓口
給付	熊本県事業継続支援金	本年1月～12月の売上が、前年の同月比▲30%～▲50%未満 法人20万円(最大)、個人事業者10万円(最大)支給	096-333-2828 熊本県相談窓口
給付	熊本県休業要請協力金	休業要請に応じていただいた事業者に一律10万円	
融資	新型コロナウイルス感染症 対応資金	売上減少:▲5%以上 融資限度額:3,000万円(保証料なし、3年間無利子) 融資期間:10年以内(据置5年以内)	
融資	金融円滑化特別資金 (県独自)	売上減少(率は問わない) 融資限度額:8,000万円 (保証料なし、一部市町村で利子補給あり) 融資期間:1年～10年以内(据置1年以内)	096-333-2314 熊本県 商工観光労働部 商工振興金融課 (又は取扱金融機関)
融資	金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号)	売上減少:▲20%以上 融資限度額:8,000万円 (保証料なし、一部市町村で利子補給あり) 融資期間:1年～10年以内(据置1年以内)	
融資	金融円滑化特別資金 (危機関連保証分)	売上減少:▲15%以上 融資限度額:8,000万円 (保証料なし、一部市町村で利子補給あり) 融資期間:1年～10年以内(据置2年以内)	
融資	新型コロナウイルス感染症 特別貸付	売上減少:▲5%以上 融資限度額:6,000万円又は3億円(3年間無利子) 融資期間:15年(運転)～20年(設備)以内 (据置5年以内)	096-353-6121 096-352-9155 国民生活事業 中小企業事業
融資	新型コロナウイルス対策 マル経融資	売上減少:▲5%以上 融資限度額:1,000万円(3年間無利子) 融資期間:7年(運転)～10年(設備)以内 (据置3年(運転)～4年(設備)以内)	日本政策金融公庫
融資	新型コロナウイルス対策 緊急支援資金	貸付限度額:1,000万円(5年間無利子、保証料なし)	096-333-2371 熊本県 農林水産部 団体支援課
融資	農林漁業セーフティネット資金	貸付限度額:1,200万円※1 (5年間実質無利子化※2、実質無担保化) ※1 特設:年間経営費等の12/12以内 ※2 林業・水産業については限度額あり	096-353-3104 日本政策金融公庫 熊本支店

事業者向け支援

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援(助成金・給付金等)

重要なお知らせ

○助成金・補助金等の内容等は日々更新されます。
○詳細については、お問い合わせ先にご確認いただきますようお願いいたします。

【令和2年5月20日時点】

事業者向け支援	
法人事業税などの納付や申告が困難	収入に相当の減少があった方に対して、徴収猶予の特例措置(1年以上・延滞金免除・担保不要)を適用 個別の事情に応じ申告・納付期限を延長
厚生年金保険料などの納付が困難	厚生年金保険料の猶予(1年間)
道路占用料の支払いが困難 【事業者向け】	本年9月末までの納期限を最長6カ月間猶予
漁港施設占用料の支払いが困難 【漁業者等向け】	本年4月末までの納期限を10月末まで(6カ月間)猶予
港湾・空港施設使用料の支払いが困難 【定期旅客船運航事業者等向け】	本年3月～8月分までの納期限を最長6カ月間猶予
納税の猶予や申告期限の延長	お住いの市町村の 各広域本部収納担当課等
厚生年金保険料の猶予	お住いの市町村の 各年金事務所
道路占用料徴収の猶予	お住いの市町村の 各広域本部維持管理課 地域振興局維持管理調整課
漁港施設占用料徴収の猶予	熊本県 農林水産部 漁港漁場整備課
港湾・空港施設使用料徴収の猶予	熊本県 土木部 港湾課

新型コロナウイルス感染症疑い患者対応フロー

2020.3.16作成

【帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安】

次のいずれかに該当する場合

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- ※ なお、以下のような方は、上記の状態が2日程度続く場合

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

令和2年3月16日現在。変更されることがあります

【県独自の緩和要件】

患者の濃厚接触者又はクラスターの一員であれば、

- ①症状の有無、②最終接触からの経過日数 を問わない

県民

保健所相談窓口
(帰国者・接触者相談センター)
での相談対応

(感染が疑われる患者の要件に
合致しない場合)

一般の医療機関

(感染が疑われる患者の要件に合致する場合)

- ・帰国者・接触者外来の受診調整

<感染が疑われる患者の要件>

【国の基準】

- 発熱又は呼吸器症状を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- 37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前の14日以内に流行地域に
 - ・渡航・居住していたもの
 - ・渡航・居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑うもの 等

【県独自の緩和要件】

- 患者の濃厚接触者又はクラスターの一員であれば、
 - ①症状の有無、②最終接触からの経過日数 を問わない

帰国者・接触者外来等

<疑い患者の診察>

- ・季節性インフルエンザ、その他一般的な呼吸器感染症の検査
- ・検体（咽頭ぬぐい液等）の採取

(陽性の場合)

<検査の依頼>

保健所

【積極的疫学調査】

調査の結果、患者の接触者、無症状病原体保有者の接触者も対象（いずれも症状の有無は問わない）として実施

※接触者の属する集団が抱えるリスク
(例：高齢者、基礎疾患を有する集団である場合はハイリスク) に応じて、検査対象者の範囲を決定

第二種感染症
指定医療機関

<検体搬送>

<検査結果の連絡>

保健環境科学研究所

<検査の実施>

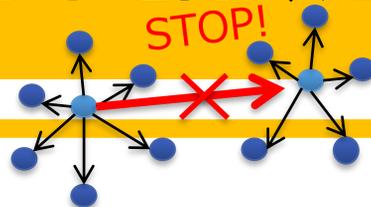
帰国者・接触者外来等と契約した
民間検査機関

健康危機管理課

<陽性の場合>

- ・公表（県・厚生労働省）

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために



感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年2月29日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。** 共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分**（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、**薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き**しましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒**しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- **ご本人は外出を避けて下さい。**
- **ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。**

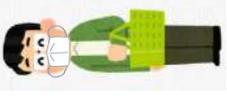
人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守るよう、日常生活を見直してみよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数**で
すいている時間に
す



3 ジョギングは
少人数で
公園は**す**いた時間、
場所を**選**ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



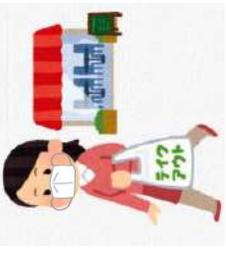
6 診療は**遠隔診療**
定期受診は間隔を調整



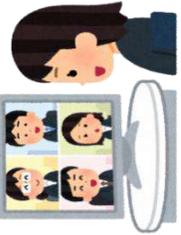
7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**
通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう
1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

“ 正しく恐れて、感染を防ぐ ”

熊本県ホームページ

「新型コロナウイルス感染症」

サイト (Q&A など) をご参照ください。

